

# 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書

令和4年6月

国立大学法人  
岩 手 大 学

## 大学の概要

### (1) 現況

大学名  
国立大学法人岩手大学

所在地  
岩手県盛岡市

### 役員の状況

岩淵 明(平成27年3月16日~令和2年3月31日)  
小川 智(令和2年4月1日~令和6年3月31日)

### 学部等の構成

学部：人文社会科学部、教育学部、理工学部、農学部  
研究科：総合科学研究科(修士課程)、教育学研究科(専門職学位課程)、理工学研究科(博士課程)、獣医学研究科(博士課程)、  
連合農学研究科(博士課程)  
教育研究施設：地域防災研究センター、平泉文化研究センター、三陸水産研究センター、ものづくり技術研究センター、次世代アグリノベーション研究センター  
教育研究基盤施設：図書館、保健管理センター、情報基盤センター、国際教育センター  
教育研究支援施設：教学マネジメントセンター、入試センター、教員養成支援センター、研究支援・産学連携センター、R I 総合実験センター  
地域社会教育推進室  
環境マネジメント推進室  
評価室  
男女共同参画推進室  
学部附属の教育研究施設

- ・ 人文社会科学部：こころの相談センター、宮沢賢治いわて学センター
- ・ 教育学部：附属教育実践・学校安全学研究開発センター、附属自然観察園
- ・ 理工学部：附属ソフトパス理工学総合研究センター、附属ものづくりエンジニアリングファクトリー、附属理工系教育研究基盤センター
- ・ 農学部：附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター、附属動物病院、附属動物医学食品安全教育研究センター、附属生物環境制御装置室、附属植物園、附属農業教育資料館、附属自然エネルギー利用温室  
(は、教育関係共同利用拠点に認定された施設を示す。)

附属学校：附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校

### 学生数及び教職員数

学生数(括弧内は留学生数で内数)  
学部学生：4,592名(52名)、大学院生：775名(116名)  
教職員数(本務者)  
教員：398名、職員：417名

### (2) 大学の基本的な目標等

#### (前文)大学の基本的な目標

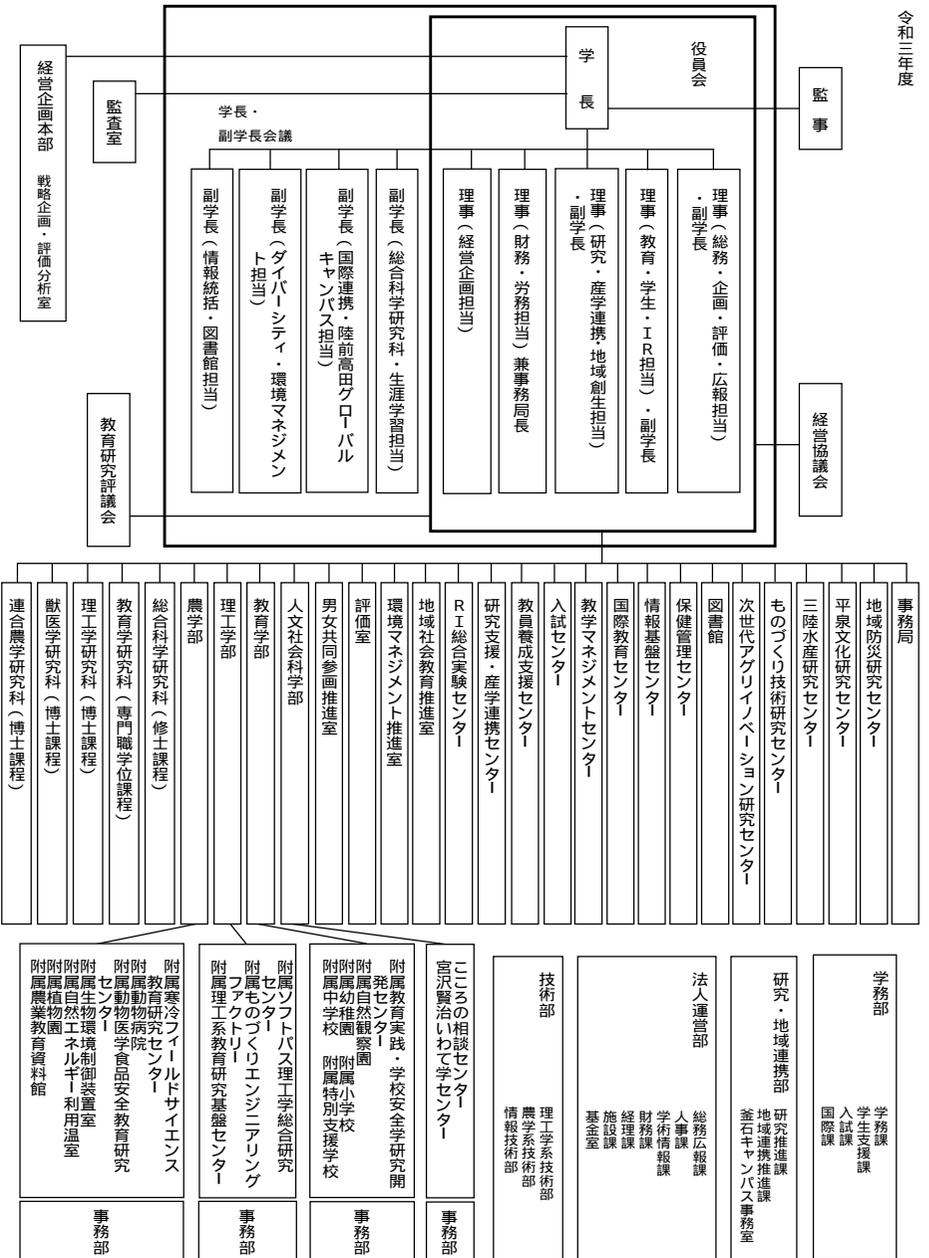
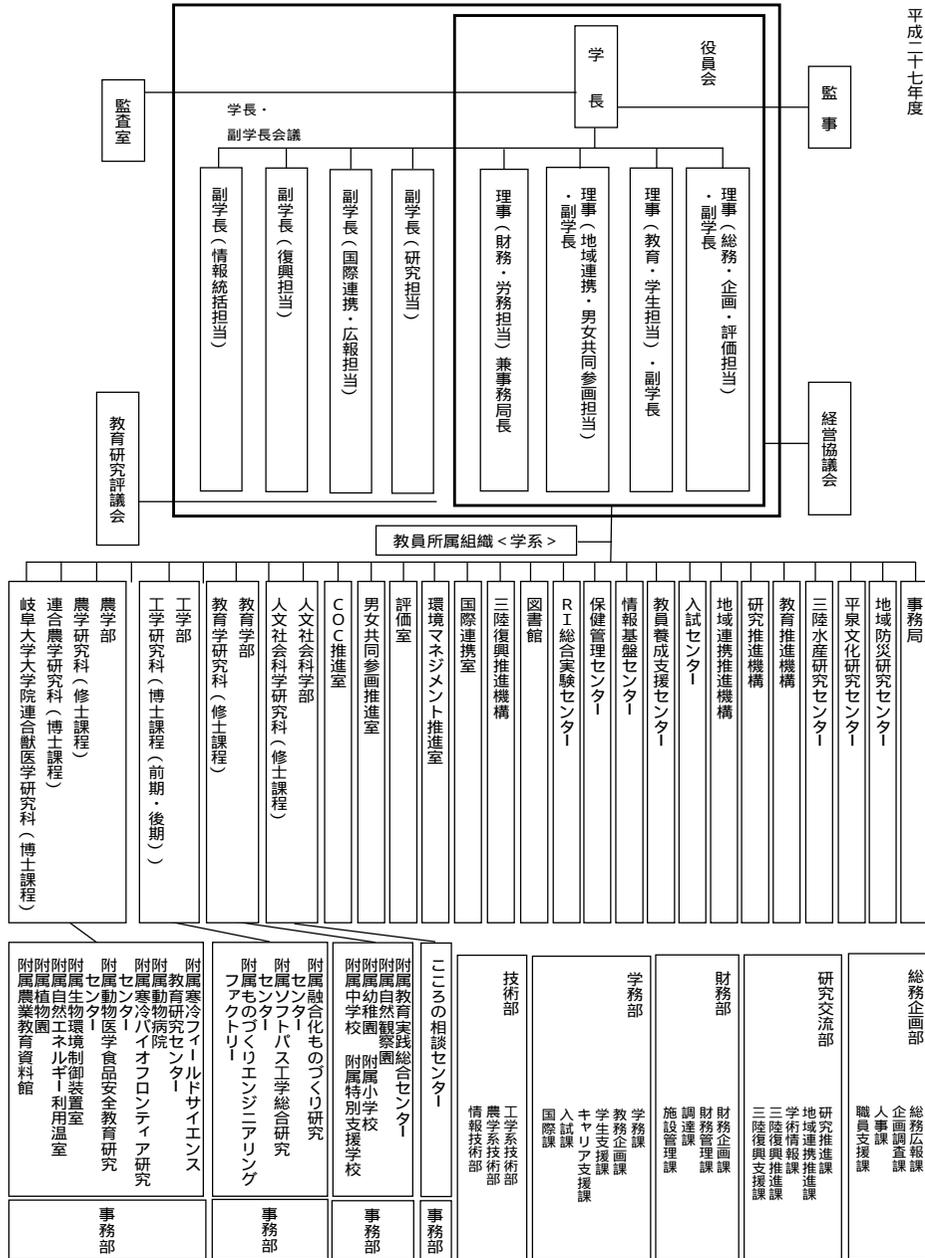
岩手大学は、新制大学発足以来、地域を担う指導的人材の育成と、その基盤となる学問諸分野の研究において、着実な成果をあげてきた。法人化移行後も「岩手の大地とひとと共に」をスローガンとし、地域の中核的学術拠点として運営されている。その基本姿勢は第3期中期目標期間においても変わることはない。

2011年の東日本大震災以降、岩手大学は被災県にある国立大学として地域の復興推進・支援の役割を果たしてきた。この活動は岩手大学に託された使命(ミッション)として継続していく必要がある。復興活動は岩手にとどまらず日本の、また世界の共通課題と認識しているからである。

こうした使命を自覚し、第3期中期目標期間の岩手大学は、地域再生の課題解決をはじめ地域社会の持続的発展のための課題を中心におきつつグローバルな視点も含めた教育・研究・社会貢献等の活動を展開し、地域に根差して成果を世界に発信する大学を目指す。これにあたっては、時代と地域に即した教育研究組織の改革と教育・研究の実施、中規模総合大学の利点を生かした岩手大学のアイデンティティの確立と、その精神(スピリッツ)涵養のための教育、地域の文化、産業等のグローバル化に対応した教育、大学が地域を先導する新たな地域連携の仕組みの構築、社会の変化に対応した機敏な大学運営、などを主要な柱とする。

さらに、地域活性化の先導役を自覚する岩手大学は、これまでの復興活動を基盤とした文理融合の教育研究組織を設置し、また既存の研究センターを有機的に連携させ、復興と地域創生を絡めた新たな教育・研究の国際展開に全学をあげて挑まんとする。

(3) 大学の機構図



## 全体的な状況

第3期中期目標期間の岩手大学は、地域再生の課題解決をはじめ地域社会の持続的発展のための課題を中心におきつつグローバルな視点も含めた教育・研究・社会貢献等の活動を展開し、地域に根差して成果を世界に発信する大学を目指すとともに、これまでの復興活動を基盤とした文理融合の教育研究組織を設置し、また既存の研究センターを有機的に連携させ、復興と地域創生を絡めた新たな教育・研究の国際展開を図った。

### (1) 大学の基本的な目標に掲げた5つの主要な柱に基づいた取組

#### 時代と地域に即した教育研究組織の改革と教育・研究の実施

ミッション再定義で明らかにした本学の強み・特色を強化するとともに、地域が抱える様々な課題に対応する人材を育成するため、平成28～令和元年度にかけて全学部・研究科の改組を行った。特に、平成29年4月の改組では、修士課程を総合科学研究科の一研究科とし、地域創生専攻を新設した。本専攻は、東日本大震災の復興にあたり長期的視点に立って継続的に地域の復興・創生を目指すために地域で活躍する人材が必要との観点から、これまで培ってきた三陸復興の実績を生かし、地域を先導する人材の育成に取り組んでおり、岩手県復興計画で掲げる「なりわい」「安全安心」「暮らし」を念頭におきながら、「産業」「コミュニティ」「人」をキーワードにコース・プログラムを開設し、全学生が海外渡航等により幅広い視野を身に付けるなどの教育を展開した。

また、令和2年度に教育研究施設等の見直しを行い、これまでの機構体制による重構造化を解消するとともに、2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）で求められている全学的な教学マネジメントや Society5.0 社会を生き抜くための国際教育等への対応、数理・データサイエンス教育に向けた体制を整備し、担当理事及び副学長のもとで機動的な運営を行った。

#### 中規模総合大学の利点を生かした岩手大学のアイデンティティの確立と、その精神（スピリッツ）涵養のための教育

グローバルな視点で復興に尽力する岩手大学で学ぶ学生としてのアイデンティティを涵養するため、平成28年度から教養教育科目に「地域関連科目」を開設し、「地域を学び」「自らの専門分野と異なる幅広い知識を身に付けて」「地域課題を解決できる実践能力を習得する」という段階を踏んだテーマで講義を行った。特に、1年次全学部必修科目において東日本大震災の被災地学修を義務付け、地域課題演習では地域課題解決プロジェクトとして問題解決型学習を行うなど、地域を学び、自らの専門性を地域の課題解決へ実践することができる能力を養成した。また、教養教育科目と専門教育科目から地域に関する科目を一覧に整理し、全学生が地域に関する科目を教養教育科目では2科目（3単位）以上、専門教育科目では1科目（2単位）以上履修するカリキュラムを構築し、令和2年度に教養教育及び専門教育における地域関連科目の連携を示した体系図を完成させた。

これらの取組により、地域に関連した科目は平成28年度の110科目から令和3年度は132科目に増加し、「地域」を軸とした多様な学修を提供している。

#### 地域の文化、産業等のグローバル化に対応した教育

地域に関する科目の開講と併せ、外国語教育やグローバルなトピックを取り入れた学部横断型授業等により学生個々の専門性を生かしたグローバル対応力を養成する「IHATOVO グローバルコース」を平成28年度に開設した。また、課題設定型の国際研修「SCIP（Short-term Content-based International Program）研修」を実施し、国際ビジネス、貧困問題、エネルギー、芸術、世界遺産等、研修先の国ごとにテーマを決め、各国の行政機関等への視察やディスカッションによる課題把握、検討、及び成果発表を行った。国内においても、いわて高等教育コンソーシアムの科目である「グローバル基礎演習」を、三陸地方（テーマ：観光客拡大）及び平泉町（テーマ：世界遺産）で実施し、地域の現状理解に関する学修を行うとともに、ワークショップやプレゼンテーションを通して地域課題を解決するための提案を行った。

また、学内に多言語多文化交流空間（Iwate University Global Village）を平成28年度に設置し、イベント・ワークショップ（国際交流・異文化理解・地域理解）、日本語カフェ（日本語で留学生と交流、会話）、English Time（英語個別相談、指導）等を実施した。これらの活動により、学生の海外渡航への敷居を低くするとともに、海外留学への意識の醸成に取り組んだ結果、本学のグローバル教育プログラムへの参加率は、令和3年度において全学生の20.2%と中期計画に掲げた数値目標（10%以上）を達成した。

#### 大学が地域を先導する新たな地域連携の仕組みの構築

本学は、東日本大震災直後から、被災した三陸沿岸の復興支援に全学をあげて取り組んできた。震災以降に立ち上げた三陸復興推進機構を中心に全教員の半数が三陸復興に取り組んできた実績を地域全体に展開し、継続的に地域の発展に寄与するため「地域連携推進機構」と「三陸復興推進機構」を統合し、平成28年4月に「三陸復興・地域創生推進機構」を設置した。三陸復興・地域創生推進機構（令和2年10月に研究支援・産学連携センターに統合）では、新たな地域創生モデルを構築し、その知見を総合科学研究科に還元して地域創生型人材の育成を推進する取組として、令和2年度に「地域創生モデル構築活動支援経費」を開設した。本取組では、本学が三陸の復興と地域創生のために地域と連携して実施し、地域における自立的、持続的な活動につながる事業を2か年計画で支援した（令和2～3年度採択6件）。

#### 社会の変化に対応した機敏な大学運営

社会的要請を踏まえ教学・経営に関する機敏なガバナンス機能を発揮する体制を構築するために、全学委員会の見直しを行った。令和2年度から大学運営に関する意思決定は、学長、理事、副学長等の職責による意思決定を基本とし、審議が必要な事項は「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」の3会議に集約した。これに基づき15の委員会・専門委員会を廃止し、また7つの委員会を審議事項・委員会構成の見直しを行い、意思決定の効率化を図った。

**(2) 産学官連携の取組状況****研究支援・産学連携組織の改編と URA による研究支援体制の強化**

令和2年10月に研究推進機構と三陸復興・地域創生推進機構を改組・統合し、研究支援から産学官連携までを継続して支援する組織として、研究支援・産学連携センターを設置した。同センターではユニット制を導入し、センター長を務める研究担当理事のリーダーシップのもとで、柔軟で迅速な対応ができる組織体制を整備した。

また、URA 体制の拡充として同センターに URA ユニットの組織し、約 20 名の URA を任命して研究支援から産学官連携、事業化の支援まで切れ目なく対応できる体制を整えた。この体制のもと、公募情報の提供や申請書類の作成支援等のプレアワード及びコーディネート活動等を実施した結果、科学技術振興機構等の公募事業において令和2年度は19件、令和3年度は14件の採択につながった。

**大学発ベンチャー等の外部組織の活用**

「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」(平成27年度～令和元年度)で培われた起業家人材育成プログラムのノウハウを活かし、令和2年4月に設立された岩手大学発ベンチャー「(株)イノベーションラボ岩手」と同年7月に連携協力協定を締結した。この協定は、イノベーション人材の育成・支援、ベンチャー企業の育成・支援において、相互の協力が可能な分野において連携し、地域志向型人材の育成に寄与していくことを目的としている。当該企業が本学と連携し運営している「いわてイノベーションスクール」では、令和2年度に31名、令和3年度に65名の学生及び社会人が受講しており、イノベーション創出に向けた人材面での環境整備に取り組んだ。

**株式取得等による大学発ベンチャー支援の取組**

本学研究者の研究成果に基づく大学発ベンチャー設立支援のため、本学が所有する知的財産権の譲渡及び提供等の対価を現金に代えて株式等で取得する「岩手大学における大学発ベンチャーに対するライセンス等の対価として取得する株式等取扱規則」(令和2年4月1日施行)及び、その株式等を保有する場合の取扱いについて定めた「岩手大学における寄附により取得する株式等の取扱規則」(令和2年10月1日施行)を制定した。株式取得に至った実績はまだ無いが、これにより、大学発ベンチャーの資金的負担を軽減し、研究成果の社会実装と本学への資金還元サイクルを生み出す体制を構築した。

**研究力向上のためのパイアウト制度に関する取扱いの整備**

「競争的研究費における制度改善について(通知)」(令和2年5月)を受け、令和2年度から競争的研究費に関する学内規則等の整備を行ってきたが、パイアウト制度(競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする制度)への対応として、令和3年12月に「岩手大学におけるパイアウト制度に関する取扱い」を制定した。この取扱いに基づき、教員本人の申請・学内審査の上、講義等の実施及びそれに付随する業務の代行に係る経費を競争的研究費の直接経費から支出できるようにした。実施に至った事例はまだ無いが、本取扱い制定後、科学研究費助成事業の申請において業務代行者の経費を積算する教員もあり、本制度利用による教員の研究活動の時間拡充により、研究プロジ

ェクト等の一層の進展が期待される。

**(3) 大学入学者選抜の実施体制の強化に関する取組****試験問題等の公表**

一般選抜及び学校推薦型選抜の筆記試験問題等の公表については、試験問題を大学のウェブサイトで公表し、解答例は新聞社・出版社を通じて公表していたが、「平成31年度大学入学者選抜実施要項」において、解答についても原則として公表とされたことを受けて、平成31年度入試以降では、それまでの取組に加え、一般選抜に係る解答例も含めて大学のウェブサイトで公表している。

**試験問題等の点検**

一般選抜及び学校推薦型選抜の試験問題等の点検について、試験実施前に作題担当・点検担当・字句訂正担当の各教員による点検等を実施し、平成31年度入試以降は、さらに試験実施当日にも作題担当の教員による点検を行い、出題ミスの防止及び早期発見に努めている。また、試験実施後には作題担当教員による自己評価に加え、岩手県内の高校教員による外部評価を行い、その結果を翌年度以降の試験問題作成に反映し、改善を図っている。

**入学者選抜方法の点検等への対応**

「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の中間まとめ」発表時の文部科学大臣メッセージ(平成30年10月)を受けて、各学部で入学者選抜方法の点検を行い、「まとめ」で例示されている不適切な事案に該当する事案は無いことを確認している。また、全学委員会である入試委員会では、一般選抜・総合型選抜・学校推薦型選抜の可否判定について、各学部長から選考方針及び選考過程の説明を受け、相互に確認の上、審議・決定しており、公平性確保と適正な入試実施を徹底している。

**(4) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する取組****岩手大学イーハトーヴ基金を活用した修学支援事業の実施**

本学では、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮する学生の支援のため、令和2年度から本学独自の給付型の修学支援事業を実施し、令和2年度には646名に21,225,000円(一人当たり50,000円または25,000円)、令和3年度には460名に3,890,000円(一人当たり10,000円または5,000円)の給付を行った。

また、平成30年度から実施している「岩手大学イーハトーヴ基金修学支援奨学金」(一人当たり100,000円の給付)についても、令和3年度から対象者を学部学生から大学院学生・留学生にまで拡大し、採用人数も従来の20名から40名に増やして経済的支援を強化した。

これらの事業の実施にあたっては、コロナ禍において学生の修学継続を支援するため、本学イーハトーヴ基金の特定基金「修学支援事業基金」への寄附を学内外に積極的に呼び掛け、令和2及び3年度において計414件、総額29,881,590円の寄附を受け入れており、修学支援事業の原資に活用した。

**地元商店街との連携による学生への経済的支援と地域活性化の取組**

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、学生への経済的支援及びコロナ禍で停滞する地元商店街の活性化を目的に、令和2及び3年度に上田商店街協同組合と連携した経済支援事業を実施した。

令和2年度には、本学学生を対象に盛岡市上田地域等の店舗で利用できるプレミアム商品券を1,000円(額面2,000円)で販売し、学生の生活支援と同時に、学生による消費の拡大と学生の情報発信による商店街の活性化を図った。プレミアム商品券は用意した1,000セットが完売し、学生及び店主から高い評価を得た。令和3年度も引き続き上田商店街の飲食店7店舗と連携し、学生へ安価な食事の提供と、飲食店利用自粛の影響で苦境に立つ地元商店街の飲食店利用拡大を目的に、キャンパス内で飲食店の弁当(700円相当)を200円で約1,300個販売した。これらの事業の実施には、本学のイーハトーヴ基金及び盛岡市の補助金(補助金活用は令和2年度のみ)を活用した。また、支援事業には学生も参画し、学生が販売PRや商店街の魅力を発信するパンフレット作成業務等を担当した。

これらの支援事業は、学生の経済的支援と地元商店街の振興として学生・店主双方から好評を博したことに加え、コロナ禍で低調となっていた学生の地域活動の促進にも効果を上げ、地域と大学・学生の新たな連携を構築することができた。

**食事提供を通じた学生の生活支援**

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮する学生への経済的支援の一環として、本学イーハトーヴ基金及び日本学生支援機構の新型コロナウイルス感染症対策助成事業を活用して、学生に対する食事支援事業を実施した。令和2年度は対面授業の再開に併せて、学生食堂で400円相当の定食を100円で提供する「岩大100円朝食」を実施(11・12月に計24日間)し、期間中に延べ6,024名の学生が利用した。次いで令和3年度には、「岩大100円朝食」の実施(5・7月に延べ18日間)に加え、450円相当の夕食メニューを200円で提供する「岩大200円夕食」を実施(12月に13日間)し、「岩大100円朝食」と「岩大200円夕食」合わせて延べ6,395名の学生が利用した。「岩大100円朝食」の実施にあたっては、JA全農いわてから岩手県産食材の無償提供を受け、メニューの一部に活用した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、多くの学生がアルバイトの減少に伴う収入減に直面しており、低価格での食事の提供に対して学生からは、「金銭的に余裕がない中で非常に助かった」「朝の生活リズムがこの機に直せた」等の声が寄せられた。

**本学施設を活用した一般市民及び本学学生を対象とした新型コロナワクチン集団接種の実施**

本学では、岩手県及び盛岡市と協議・連携の上、令和3年10月から11月の期間、盛岡市の新型コロナワクチン集団接種の中に、本学学生を対象とした集団接種枠を設け、本学体育館を会場に学生の集団接種を実施した。ワクチン接種の予約が取りにくい状況の中で、この機会を利用してワクチン接種を希望する学生1,047名に対してワクチン接種を行うことができた。また、地域の大学として、盛岡市中心部に近い大規模接種会場の設置に協力することで、盛岡市のワクチン接種の推進に貢献した。

項目別の状況

業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標  
組織運営の改善に関する目標

中期目標	<p>【18】 学長のリーダーシップのもとに、地域における中核的な人材育成及び学術拠点、また被災県にある国立大学としての認識のもと、時代や社会の要請に対応した戦略的運営を推進するとともに、中規模総合大学としての強みや特色を活かした戦略的大学の運営を展開する。</p> <p>【19】 機能的な大学運営に資するため、多様な人的資源を活用し、活発な教育研究活動が実施できる組織運営を行う。</p>
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【36】 本学の戦略的・意欲的な大学運営に向けて、東日本大震災からの地域の復興推進、時代と地域に即した教育研究組織の改革と教育研究の実施、地域の文化、産業等のグローバル化に対応した教育、地域を先導する新たな地域連携の仕組みの構築等、重点施策を明確に提示し、これに学長裁量経費、学長裁量ポストを優先的に配分する。これにより、全学資源等の再配分や教育研究組織等の再編成を戦略的に進め、国立大学法人評価や大学機関別認証評価等の第三者評価にて、戦略的大学の運営に関する適切な評価を得ながら、社会の変化に対応した機能的な大学運営を実施する。</p>		<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ダイバーシティの推進等、社会の変化に対応した機能的な大学運営を実施するため、令和2年度から新ガバナンス体制による大学運営を開始するとともに、学長裁量経費を活用した重点施策への優先的な資源配分と戦略的な学内予算配分を実施した。また、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の配分方針に関する国等の議論を踏まえ、学長のリーダーシップにより重点事項への戦略的配分を可能とする「第4期中期目標期間における財務見直し」を作成した。</p> <p>新ガバナンス体制による機能的な大学運営 令和2年度から実施した新ガバナンス体制においては、大学運営に関する事項は学長、理事、副学長等の職責による意思決定を基本とし、審議が必要な事項は「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」の3会議に集約した。この経営と教学の機能分担を意識した新体制により、「岩手大学ビジョン2030」等大学の将来構想に関する議論を教育研究評議会に集約するなど、学長のリーダーシップのもと機能的な大学運営と効率的な意思決定を行った。また、全学委員会及び参画教員を大幅に削減（全学委員会数：令和元年度40、令和2年度26、令和3年度21）したことで、教員の教育研究時間の確保と教職員の会議運営に係る事務業務の削減につながった。</p> <p>また、全学の教員人事を戦略的に進める「教員人事会議」を設置し、令和2年度に策定した「教員人事に関する基本方針」に基づき、年齢、ダイバーシティ、研究力等の全学的・戦略的な視点や透明性を確保した教員人事を行った。</p> <p>さらに、これまでの教育研究施設等における機構体制の重構造化を解消し、2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）で求められている全学的な教学マネジメントやSociety5.0社会を生き抜くための国際教育等への対応、数理・データサイエンス教育に向けた体制整備等のため、令和2年度に教育研究施設等を見直すことで意思決定の迅速化や教員の負担軽減を図り、担当理事及び副学長のもとで機動的な運営を行った。</p> <p>学長裁量経費を活用した戦略的な予算配分 第3期中期目標期間は学長裁量経費を毎年度261,218千円計上し、部局長ヒアリングを行い予算編成方針に基づき選別した事業に83,394千円、学部等の活性化に資する教員等採用推進のための「人件費学長枠」として77,824千円を配分し、年度途中の新規事業立ち上げ等に対応するための「学長裁量枠」として100,000千円を確保した。重点施策として、総合科学研究科地域創生専攻全学生の海外渡航に係る経費等を計上し地域と国際のグローバルな取組を推進するとともに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や遠隔授業対応等の教育研究環境の整備、研究力向上に資するための教員の研究業績分析等に、令和3年度はグローバル人材育成事業、社会人リカレント事業、陸前高田グローバルキャンパス運営経費、女性研究者支援等に対し優先的に予算を配分した。また、人件費学長枠により、各部署の女性限定公募の実施に対して支援を行い、中期計画に掲げた女性教員比率16%を達成した。</p>

	<p>第4期中期目標期間の開始に向けては、運営費交付金の動向等を考慮しつつ、学長のリーダーシップにより戦略的再配分を可能とする原資を確保するとともに、岩手大学ビジョン2030の方向性を踏まえたうえで事業の継続や重点施策への優先配分に向けた学内実施事業の精査を行い、「第4期中期目標期間における財務見通し」を策定した。</p>
<p>【37】 法人運営におけるガバナンス機能を高めるため、経営協議会、岩手県、岩手県教育委員会、産業界等の外部有識者からの意見等を積極的に取り入れる。また、監事機能を強化し、監査結果を大学の運営改善に適切に反映させる。これにあたっては、学長、理事、副学長と外部有識者との定期的な意見交換、学長、理事、副学長、学部長と監事との定期的な個別意見交換を毎年度実施し、外部からの意見や監査結果等に基づく具体的な対応のための検討過程及び策定した実施プランを提示する他、これまでの改善状況を報告する。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>監事監査結果や外部有識者等からの意見に基づいた大学運営の改善 監事監査結果における監事意見書を踏まえ、令和2年度は内部統制システム等に係る業務フローや体制を整備するために、「国立大学法人岩手大学内部統制規則」「国立大学法人岩手大学における公益通報者の保護等に関する規則」「国立大学法人岩手大学における反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、令和3年度は「国立大学法人岩手大学コンプライアンス基本規則」を制定した。第4期中期目標・中期計画及び岩手大学ビジョン2030においては、教育では「高年次向け教養教育科目の開設」、研究では「外部資金・論文数増加」、経営では「定期的な執行部と学部との対話」を盛り込むなど、目標達成に向けた具体的なアクションプランの策定に意見を反映させた。</p> <p>また、経営協議会委員からの意見を踏まえ、令和2年度は、国立大学法人ガバナンス・コードにおいて岩手大学ビジョン2030のポイントや適合状況に係る具体的な内容を記載、財務レポートにおいてガバナンス体制、学部ごとの特色あるプログラム、進路状況等に関する実績を記載するなど、ステークホルダーにより理解しやすいよう改善した。令和3年度は、経営協議会資料のペーパレス化の意見を受け、学内会議と同様にタブレット(iPad)を利用した。</p> <p>そのほか、大学広報において、令和2年度は前年度に実施したステークホルダーへの広報に係るアンケート結果を踏まえ、大学ウェブサイトでの研究紹介を定期的に行い、大学公式YouTubeチャンネルにおいても研究室紹介の動画を公開した。令和3年度は広報担当理事特別補佐として委嘱した外部有識者(2名)からの意見を踏まえ、大学ウェブサイトにプレスリリースや岩手大学ビジョン2030を公開する等、大学の取組について分かりやすく発信した。</p>
<p>【38】 国内外の優秀で多様な研究者を確保するため、国際公募及び年俸制の積極的活用とそれを支える適切な業務評価を実施し、第3期中期目標期間終了時まで年俸制適用教員を50名以上に拡充する。併せて、クロスアポイントメント制度を積極的に活用する。また、優秀な若手教員の確保と教育研究の活性化に向けてのテニュアトラック制を導入し、若手教員数を10%程度増加させる。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>年俸制適用教員の拡充に向けた取組 従来型の年俸制に加え、より大学の戦略やミッションを考慮しメリハリのついた処遇反映を盛り込んだ「国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則」を令和元年度に制定した。この新年俸制においては、大学及び部局の重点項目による業績評価を導入したほか、評価区分の細分化・明確化と評価による処遇の反映率の幅を拡大した制度設計としている。年俸制適用教員の拡充に向け、新年俸制の説明会の開催や移行者の募集等を行った結果、令和2年度は15名、令和3年度は24名が適用となった。令和3年度末における年俸制適用教員は84名であり、中期計画に掲げた数値目標(50名以上)を達成した。</p> <p>優秀な若手研究者の確保に向けた取組 平成28年度に導入したテニュアトラック制度により令和2年度は1名、令和3年度は4名の若手研究者を採用し、スタートアップ支援経費により研究活動の支援を行った。また、令和元年度に制定した岩手大学特別助教制度(将来の岩手大学の学術研究を担う優れた若手研究者を育成するため、博士の学位を有し、岩手大学で研究に専念することを希望するものを「特別助教」として採用する)により令和2年度は4名、令和3年度は3名の若手研究者を採用し、一人当たり年額25万円の研究費を配分するとともに、受入研究者(メンター)による指導・助言のもと育成を行った。さらに、令和2年度から「教員人事に関する基本方針」を施行し、「均衡ある年齢構成に留意しつつ、若手、女性及び外国人の積極的な採用を目指す」「教育研究の活性化を図るため、テニュアトラック制度を積極的に活用する」等の基本原則に基づき教員補充計画を進めた結果、令和3年度末における若手教員(40歳未満)は、第2期中期目標期間終了時から11.1%増加(平成27年度54名、令和3年度60名)し、中期計画に掲げた数値目標(10%程度増加)を達成した。</p>

【39】

大学構成員のダイバーシティ（多様性）に配慮した働きやすい環境を構築するため、ダイバーシティに関する意識形成、保育スペースやワーク・ライフ・バランス相談の利用状況を踏まえた同施設の利用環境向上や相談員の拡充等、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する制度及び体制を拡充する。これにより、女性教員採用比率目標値を20%程度とし、第3期中期目標期間終了時に女性教員比率16%を達成する。また、計画的な人事異動による多様な幅広い職務経験及びダイバーシティに関する研修の充実による意識改革を進め、女性管理職の積極的な登用を図り、第3期中期目標期間中に管理職への割合を10%程度に拡充する。

(令和2及び3事業年度の実施状況)

構成員のダイバーシティに関する意識の形成に向けた取組  
ダイバーシティに配慮した働きやすい環境の構築に向け、令和2年度から男女共同参画推進室 Twitter アカウントを開設し、多様性を持つ学生・教職員が学びやすく働きやすい環境づくりのための各種説明会や活動等について情報発信を行った。また、令和2及び3年度に管理職のダイバーシティに関する意識改革を目的とした管理職セミナーを開催した（参加者：令和2年度36名、令和3年度61名）。令和3年度は「性の多様性(LGBT/SOGI)に関するガイドライン」を制定し、本ガイドラインの内容及び性の多様性について教職員の理解を深めることを目的として「性の多様性(LGBT/SOGI)に関する講演会」を開催した。さらに、新制大学移行後に本学初の女性助教授となり、「世界」と「地域」の二つの舞台上で活躍した鷹嘴テル氏の没後20年の記念事業を行い、その一環として令和3年度以降の「岩手大学優秀女性大学院生学長表彰」の通称を「鷹嘴テル賞」とし、鷹嘴テル賞第一回記念展示を行うとともに、大学ウェブサイトにて記念ページを設けるなど後続する女性研究者・女子学生を奨励する取組を行った。

なお、第4期中期目標期間は、大学総体としてダイバーシティ推進体制を構築するため、令和4年度から男女共同参画推進室をダイバーシティ推進室に改編し、学長がトップとなってそれぞれの担当理事・副学長がダイバーシティに係る取組を進めることとした。

ダイバーシティレポート制度及び共同研究支援事業の検証

令和2年度に、第3期中期目標期間中に導入したダイバーシティレポート制度（「女性優先公募」の実効性向上を図るために選考委員長がダイバーシティの観点から選考過程についてレポートする）及び共同研究支援（女性研究者による共同研究を支援することにより、能力発揮と上位職への登用を支援するため、研究力・リーダー力・マネジメント力の向上等を図る）の実施状況について分析を行った。

ダイバーシティレポート制度については、平成30年度に実施した選考委員長へのアンケートから「選考委員のダイバーシティの観点からの教員採用に関する意識形成に一定の効果が得られた」と結論付けるとともに、今回の分析におけるダイバーシティレポートデータの分析からも、女性教員の積極的採用に有効性があることが検証された。

共同研究支援については、平成28年度から令和2年度まで支援を行った計21名の研究代表者について分析を行った。その結果、令和2年9月末までに特許出願8件、受賞8件等の研究業績を上げるとともに、うち14名が支援開始以降に研究代表者として科学研究費助成事業に新規採択されており、能力発揮支援としての有効性があることが検証された。

女性教員の採用促進

令和2及び3年度においても令和元年度に本格導入したダイバーシティレポート制度に基づく教員人事を徹底するとともに、学長のリーダーシップのもと各学部において女性限定公募を積極的に行うなど、人事計画に基づいた女性教員採用に向けた取組を行った。また、令和3年度は、数値目標を達成すべく学長裁量経費によるポジティブ・アクション経費（女性限定公募で採用に至った場合、女性研究者が働きやすい環境を構築するために必要な経費を3年間支給）の追加支援を行った。これらの結果、令和2年度は女性限定公募2件、女性教員採用4名、令和3年度は女性限定公募8件、女性教員採用11名となり、第3期中期目標期間の女性教員採用比率は27.6%、女性教員比率は令和3年度末で16.8%と中期計画に掲げた数値目標（女性教員採用比率20%程度、女性教員比率16%）を達成した。

女性管理職の積極的登用

女性管理職の積極的な登用に向け、第3期中期目標期間を通して「岩手大学事務職員の人材育成に関する指針」に沿い、職員に対して学内外の研修等により管理職として将来必要とされるリーダースキルを学ばせるとともに、他機関への出向により幅広い職務経験を積ませた。

これらの取組により事務系・技術系職員の管理職候補者となり得る資質及び能力の向上を図り、令和2年度は本学採用（プロパー採用）の女性職員として初の事務系部長職1名と技術系専門職員の室長職1名の登用を行った。さらに令和3年度は事務系の課長職1名及び技術系専門職員の室長職1名について女性の管理職登用を行った。令和3年5月1日現在の女性管理職の割合は14.0%であり、中期計画に掲げた数値目標（10%程度）を達成した。

業務運営・財務内容等の状況  
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標  
 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	<p>【20】                  ミッション再定義を踏まえ、地域社会の持続的発展に寄与し、グローバル化時代に対応したイノベーション創出の学術拠点としての役割を果たすため、大学の教育研究組織を大幅に見直し、地域の中核的学術拠点としての機能を強化する。</p>
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【40】                  ミッション再定義等で明らかにした大学の強み、特色、社会的役割を強化する取組を進めるために、大学院修士課程を一研究科に再編し、新たに地域創生にかかわる専攻を新設する。これらの機能強化事業により、学生やステークホルダーからの肯定的評価を得る。</p>		<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>修士課程再編後の教育の取組                  大学の強み、特色、社会的役割を強化するため、平成29年4月に大学院修士課程を一研究科に再編した。総合科学研究科(修士課程)では、「震災復興・地域創生」「イノベーション」「グローバル」の3区分からなる研究科共通科目を開講し、文理融合・分野横断型の地域創生に関する教育を実施している。また、株式会社NTTドコモの協力により、イノベーション区分におけるPBL科目として令和元年度から「情報通信技術実践特論」を開講している。                  新設した地域創生専攻では、東日本大震災からの復興にあたり長期的視点に立った地域の復興・創生を担う人材が必要との観点から、これまで培ってきた三陸復興の実績を生かし、地域を先導する人材の育成に取り組むとともに、企業でのインターンシップや海外での研修等の単位化を行うなど特色ある教育を実施している。                  令和元年度に実施した総合科学研究科運営アドバイザリーボードで聴取した産業界や行政等のステークホルダーからの意見をもとに、研究分野の異なる大学院学生同士が相互交流し、研究の視野を広げ、さらにイノベーション創出のきっかけとなるイベントとして「総合科学研究科研究成果報告会」を開催した(参加者：令和2年度69名、令和3年度51名)。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により学内関係者限定のイベントとなったものの、対面での研究発表の機会が限られている中、参加学生へのアンケートでは96.3%が他分野・他専攻の学生と研究交流ができたと回答しており、本報告会の目的を達成することができた。さらに、アンケートの自由記述においても「専門外の人に対面で自分の研究内容をわかりやすく説明するのは初めての機会です、いい経験になった」「思いがけない切り口からの質問もあり、研究の視野を広げることができた」など肯定的な反応が得られた。</p> <p>学生の評価に基づく教育の検証                  総合科学研究科の研究科共通科目について毎年度授業アンケートを実施し、授業担当教員にフィードバックを行うことで継続的に授業内容の改善と検証を行っている。加えて、修了時アンケートを毎年度実施し、修業期間全体に対するアンケートを実施している。第一期生である平成30年度修了生と令和3年度修了生のアンケート結果を比較すると、「大学院で受けた教育を全体としてみたとき、どの程度満足していますか」という設問において「満足」「やや満足」と回答した者の割合は、平成30年度の70%に対し、令和3年度は86.7%と向上しており、教育課程の改善の取組が学生の満足度の向上につながった。                  また、令和2年度には、令和元年度の授業アンケートの結果を踏まえて時間割の見直しを行ったところ、同アンケートにおいて、開講時限の設定に関し肯定的な回答をした学生の割合が3割程度(令和元年度)から6割程度(令和2年度)まで増加し、時間割編成の改善が確認できた。</p> <p>ステークホルダーの評価に基づく教育の検証                  令和3年度に総合科学研究科第一期修了生(平成31年3月修了)及び雇用者へのアンケートを行った。修了生に対するアンケートにおいては「大学院在学時に学んだことや取り組んだことで、現在の仕事に役立っていること」という設問について、専門的知識以外にも、コミュニケーション力や課題解決力、プレゼンテーション力、海外経験や他分野の知識が新たな発想に役立っているという回答が見られ、本研究科での学修成果が役立っていることが確認できた。雇用先に対するアンケートにおいても、</p>

	<p>「本学大学院修了生に対する印象」という設問について、真面目に業務に取り組む姿勢や十分な専門的知識を有しているなど、肯定的評価が得られた。</p>
<p>【41】 ミッション再定義等で明らかにした大学の強み、特色、社会的役割を強化する取組を進めるための大学院修士課程の全学改組に連動し、工学研究科博士後期課程を理工学研究科へ改編する。研究科の教育プログラムでは、特に国際化の観点から英語による講義科目や英語関連科目の開講数、さらに、複数教員による指導回数を第2期中期目標期間の実績以上とすることで理工系人材育成機能を強化し、科学技術イノベーション創出を実現できるグローバル人材を研究者、高度技術者として国内外に輩出する。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>改組後の教育課程の検証・改善の取組 理工学分野の研究深化と融合的研究の推進及びその成果の還元、イノベーション創出に貢献することを目的に、平成31年4月に工学研究科を理工学研究科に改編した。 本研究科では、英語のみで講義を実施する研究科共通科目「理工学人材育成特論」(必修)、英語関連科目として「英語コミュニケーション」(選択)、「上級科学技術英語」(選択)を新たに開講し、英語による講義科目や英語関連科目の開講数を平成27年度の2科目(工学研究科実績)から令和3年度は9科目へ増やした。また、主任指導教員1名体制(工学研究科実績)から主任指導教員に加え2名の副指導教員を置く複数教員による研究指導体制に改め、これらの取組により研究者養成の教育課程として国際通用性のある研究力の向上に取り組んだ。 令和2年度はカリキュラムに関するアンケートを受講生及び担当教員を対象に実施し、その結果から改善点を抽出したところ、研究科共通科目で使用する言語の問題と、オムニバス科目における講師間の連携が課題であることが明らかになった。これらを改善するため、同年度に改善策を策定し、令和2及び3年度に講義資料等の原則英語化や国際情報発信力を強化するための科目の改編等、可能なところから改善策の実行に着手した。 次いで研究科の完成年度を迎えた令和3年度は、研究科設置の理念及び人材育成像に照らして自己点検を実施した。本研究科の教育目標達成・教育効果に関しては、主任指導教員、副指導教員及び学生に対し実施したアンケート等を分析し、「理工学研究科の教育課程は所期の人材育成に十分な教育効果を有し、その結果として教育目標はおおむね達成されたと判断できる。」と結論付けるとともに、教員への教育理念の理解の徹底、英語力の強化、外国人留学生・社会人学生への対応等、第4期中期目標期間に向けた課題を明らかにし、次年度以降の教育課程に反映させることとした。</p>
<p>【42】 大学の枠を越えて全国6大学に設置されている農学分野の独立研究科博士課程のひとつである本学の連合農学研究科を、全国規模で検討されている農学分野の大学院再編の動きを踏まえ、専攻・連合講座を再編する。これにあたっては、構成大学における修士課程の教員配置も踏まえつつ、専攻・連合講座の枠を超えた研究者養成のための教育プログラムを開発する。これにより、毎年実施する学生の自己評価アンケートでの科学英語力、科学コミュニケーション力等について自覚的な向上がみられた学生の割合を過半数の水準で維持し、研究適応力を有する人材を社会に輩出する。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>研究科再編後の教育の検証 連合農学研究科の教育研究体制について、生物生産科学専攻及び生物資源科学専攻の講座体制を強化するとともに、地域の視点で教育研究に取り組んできた生物環境科学専攻の役割を社会に対してより鮮明にするため、平成30年4月に「地域環境創生学専攻」を新設し、4専攻10連合講座から3専攻9連合講座に再編した。 研究科の完成年度を迎えた令和2年度は、学生の自己評価アンケートの結果等に基づき教育効果について検証を行い、研究適応力を有する人材を育成できていることを確認した。修了生アンケートの結果からも、再編以降は、研究遂行力、学際的思考力、異文化コミュニケーション力、研究成果発信力、科学普及能力のいずれの項目においても、60%以上の学生が「十分に達成できた」「ある程度達成できた」と回答している。自己評価アンケートにおいて自覚的な向上がみられた学生の割合は、「科学英語力」が70~100%、「科学コミュニケーション力」が70~80%で推移しており、中期計画に掲げた「科学英語力、科学コミュニケーション力等について自覚的な向上がみられた学生の割合を過半数の水準で維持」を達成した。 令和3年度は、研究科再編後3年間の成果と課題を検証するため、自己評価書を作成し、大学教員や研究者等有識者を招いてアドバイザリーボードを開催した。令和4年度からは、アドバイザリーボードの結果等を踏まえて、入試方法の改善策の検討、研究力向上に資する多面的なセミナーの開催、先行履修制度の検討など、教育体制の充実を図るとともに、中長期的な視点で岩手大学の他の博士課程及び東北地方に位置する他大学の農学系博士課程等との教育連携を進めることとした。</p>

<p>【43】          本学と東京農工大学との共同獣医学科が平成29年度に完成年度を迎えるに伴い、岐阜大学大学院連合獣医学研究科（構成大学：常広畜産大学、岩手大学、東京農工大学、岐阜大学）から、本学と東京農工大学が独立し、平成30年度までに新たな共同専攻課程を組織する。これにあたっては、構成2大学により新たな研究者養成の教育プログラムを開発し、新たな専攻・共同講座を編成する。これにより、入学者の学位取得率を第2期中期目標期間の実績以上とする。</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>共同獣医学専攻における教育の検証          高度獣医療及び食の安全等、人と動物に関わる様々な課題解決に貢献し、先端的な知識と高い研究能力を備えた人材を養成するため、平成30年4月に岩手大学と東京農工大学との共同による獣医学研究科（博士課程）共同獣医学専攻を設置した。本研究科は、構成2大学により新たに開発した研究者養成プログラムに基づく教育を実施し、大学院連携機関、東北地方の行政機関や全国農業共済協会等との連携により、基礎研究から応用研究・臨床研究までの広い分野を網羅する教育研究を展開している。          令和2及び3年度に実施した授業アンケートの結果では、令和2年度は91.7%、令和3年度は学生全員が講義の全般的な満足度について「とても満足」「満足」と回答しており、社会入学者が多数を占めることから本研究科において導入した講義の録画配信についても、時間と場所の制約を受けずに繰り返し視聴できると肯定的な回答が得られた。          令和3年度末には本研究科において初めての修了生を輩出し、第一期生（平成30年4月入学）の学位取得率は83.3%であった。この学位取得率は、中期計画に掲げた数値目標（入学者の学位取得率を第2期中期目標期間の実績以上）の基準となる岐阜大学大学院連合獣医学研究科の学位取得率67.9%（第2期中期目標期間の実績）を上回っており、数値目標を達成した。</p>
<p>【44】          大学院における地域創生にかかわる新専攻と協働し、岩手大学のこれまでの三陸復興と地域連携推進に係る体制と現存の教育研究施設（地域防災研究センター、平泉文化研究センター、三陸水産研究センター等）における教育研究実施体制を一元化した、三陸復興・地域創生推進機構を設置し、第2期中期目標期間に取り組んだ三陸復興事業及び地域連携事業を長期的に継承する体制を整備する。これにより、地域への学生のインターンシップ、地域企業等との共同研究・受託研究数を第2期中期目標期間終了時の実績より増やす。【 】</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>三陸復興事業及び地域連携事業を長期的に継承する体制の整備          第2期中期目標期間に取り組んだ三陸復興事業及び地域連携事業を長期的に継承するため、平成28年度に三陸復興・地域創生推進機構を設置した。三陸復興事業としては、被災者の心のケア、公営災害住宅のコミュニティ再建、三陸野菜ブランド確立等、被災地ニーズに沿った復興支援活動を継続実施し、成果を上げてきた。また、地域連携事業としては、産学官連携や地域連携の推進とともに地域創生モデルを構築し、その知見を総合科学研究科に還元することにより地域創生人材の育成に取り組んできた。          令和2年10月からは、研究推進機構と三陸復興・地域創生推進機構の改組・統合により、「研究支援から産学連携・地域創生までのワンストップ窓口」を特徴とする研究支援・産学連携センターを設置し、事業を継承している。</p> <p>自己評価・外部評価を踏まえた取組          令和元年度に三陸復興・地域創生推進機構としての3年間の取組を「第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する自己評価報告書」としてまとめ、それをもとにアドバイザーボードによる外部評価を受けた。令和2年度は、外部評価結果を踏まえ、三陸復興活動を総括し防災等に関する教育・研究の成果を地域住民や自治体等と共有する目的で、「岩手大学防災・地域創生シンポジウム～大規模災害からの復興、防災そして地域創生へ～」を開催した。本シンポジウムは一般社団法人国立大学協会「防災・日本再生シンポジウム」に選定され、且つ、コロナ禍であることを踏まえ、オンライン配信を行った結果、東海地方等遠方からの参加もあるなど、これまでの成果を岩手県内外に広く発信することができた。また、被災地復興における地域のニーズが変わってきていることを踏まえ、これまでの三陸復興活動から今後は活動の成果をそれぞれの地域において自律的、持続的な実施や社会実装につなげることを目的に、令和2年度に「地域創生モデル構築活動支援経費」を創設し、2年間にわたり6件の課題を支援した。本取組は地域のニーズに沿ったテーマが採択されているとアドバイザーボードからも注目され、令和3年度に開催した「岩手大学三陸復興・地域創生フォーラム」において活動報告を行い、成果を共有した。</p> <p>地域への学生のインターンシップ増加に向けた取組          地域への学生のインターンシップ増加に向け、学生の地域への関心を高めるため、岩手県内事業所見学バスツアー（平成28～令和元年度）、「ふるさと発見！大交流会 in Iwate」（平成29～令和元年度）を開催するとともに、岩手県の地域課題解決や地域活性化のために活動する学生団体を支援する「NEXT STEP 工房」（平成30～令和3年度）を継続して実施した。令和2年度からは、教養教育科目「キャリアを考える」における岩手県内企業の紹介、各種キャリアガイダンスの冒頭における「ジモト企業PRタイム」等により地元企業の認知度向上と魅力発信に取り組んだ。          また、学生へのアンケートの結果をもとにインターンシップガイダンスの内容を充実させ、令和3年度に基本編、選考（面接・エントリーシート等）対策編、マナー編、仕事研究編、イベント活用編を全8回で開催したところ、延べ305名の学生が参加し、好評を博した。          これらの取組により、地域へのインターンシップは、令和2年度に204名まで増加し、中期計画に掲げた数値目標（183名）を達成した。なお、令和3年度のインターンシップ参加者は150名にとどまったが、これは、年度当初に247名の学生が参加を予</p>

定していたものの、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大・蔓延によりインターンシップの中止が相次ぎ、97名の学生が参加できなかったためであり、予定どおり実施できれば学生数がさらに増加していたことから、取組の効果が確認できた。

地域企業等との共同研究・受託研究の増加に向けた取組

地域企業等との共同研究等を増加させる方策として、本学では産学連携体制の整備、公募情報の発信や個別相談会の開催、研究シーズ集の発行等により地域企業等と学内シーズとのマッチングに取り組んできた。さらに令和元年度からは本学の教員が岩手県内企業等と実施する共同研究について相手が負担する経費と同額程度の経費を措置することで、共同研究の促進及び地域企業の振興と地域経済の活性化を目指す「共同研究支援経費」を実施（令和元年度10件、令和2年度8件、令和3年度13件）し、地域との共同研究を推進した。

また、URAによる研究支援については、令和2年度にURA会議の委員を増員し、URAによる本学研究者の外部資金の獲得状況や学部の研究戦略等に係る分析を行った。令和2年10月に研究支援・産学連携センターを設置してからは、同センターにURAユニットを組織し、約20名のURAを配置して研究支援体制を強化した。この体制のもと、URAが研究室訪問による研究者ニーズの収集・情報提供、企業との共同研究の可能性のある教員の発掘、共同研究につながる申請書の作成サポート等の支援を積極的に展開した。その結果、科学技術振興機構（JST）の研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）トライアウト事業においてURAユニット整備前を上回る採択結果となった（整備前：申請12件、採択4件、整備後：申請14件、採択6件）。

これらの取組により、地域企業等との共同研究・受託研究数は第2期中期目標期間終了時の実績を上回る67件となり、中期計画に掲げた数値目標（53件）を達成した。

なお、中期計画に数値目標掲げた地域への学生のインターンシップ、地域企業等との共同研究・受託研究数の第3期中期目標期間の実績は下表のとおりである。

	平成27年度 (第2期最終年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域への学生のインターンシップ数（東北地区）	182名	306名	259名	206名	121名	204名	150名
地域企業等との共同研究・受託研究数（岩手県内）	52件	47件	42件	51件	69件	54件	67件

**業務運営・財務内容等の状況**  
**(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標**  
**事務等の効率化・合理化に関する目標**

中期目標	<p>【21】                  大学の機能強化に資するため、業務改善を継続し、時代状況に合った機能的・効率的な大学事務マネジメントを推進する。</p>
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【45】                  大学運営に関わる事務業務の効率化・合理化を促進するため、これまでの取組やその成果を踏まえ、業務マニュアルの導入による定型業務の標準化等、PDCAサイクルを通じた業務改善を恒常的・継続的に実施する。</p>		<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>事務組織再編による効率化・合理化の検証                  事務業務の効率化を図るため、本学では平成28年度から業務状況の把握と業務管理の徹底を行い、令和元年度までに事務系職員の超過勤務時間を平成27年度（第2期中期目標期間末）に対し35.8%の削減を行った。さらに令和2年4月には、事務局の事務組織を機能別に5部（総務部、財務部、学務部、研究推進部、地域連携部）17課3室から3部（学務部、研究・地域連携部、法人運営部）12課3室に再編統合し、集約・効率化を図った。このことにより、事務系職員の超過勤務時間が平成27年度と比較し、令和2年度は47.4%、令和3年度は44.0%と大幅な削減に成功した。                  令和3年度は新たな事務組織での業務運営状況について、事務改善委員会において各課・室から組織再編の効果と課題等を聴取し、今後の改善に向けた検証を実施した。その結果、課の統合による協力体制の構築や情報の共有、共通業務の統合、業務配分の調整による効率化が確認できた。一方で職員の専門知識、専門スキルの修得について研修の必要性が挙げられたことから、令和4年度以降に具体的な研修計画を策定することとした。                  また、業務マニュアルについて、新組織での運営状況や業務の集約化を踏まえ、各課・室が担当するマニュアルの検証を行い、規則の制定・改廃に係る手続きや図書購入フローなどについて改訂を行った。</p> <p>RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を活用した事務業務の効率化・合理化の取組                  機能的・効率的な大学事務マネジメントの推進と継続的な事務改善を目的に、令和2年9月に「岩手大学RPA等のITを活用した業務改善検討プロジェクトチーム」を設置し、事務業務へのRPAの導入について検討を開始した。                  令和2年度は教職員が使用しているグループウェアについて、掲載情報の検索等に多く時間が割かれるとの意見があったことから、具体的な試行としてグループウェアへのチャットボットの導入を決定し、各担当課へ質問・回答例の作成依頼や運用方法の確認等を行った。令和3年度には同プロジェクトチームの下にチャットボットに関するサブチームを置き、前年度に作成したチャットボットの質問・回答例をもとに、令和3年6月から教職員向けグループウェアでの試行を開始し、試行後には正式導入に向けた検証作業を行った。                  そのほか、試行としてRPAによる自動入力や自動印刷、メール送信、ファイル作成を活用した業務改善や、RPA導入に付随したツールの開発・提供を実施し、業務改善状況を検証した結果、これまでのRPA試行による業務時間の削減は年間789時間となり、金額換算で約113万円の削減効果があることが分かった。                  また、第4期中期目標期間中のRPA正式導入に向けて、「岩手大学におけるRPA等の運用に関するガイドライン」を策定し、運用体制を整備したほか、学内構成員のRPAへの理解と更なる活用のためRPA初級者研修を実施し、想定の2倍を超える22名の職員が受講した。</p>

## (1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

## 1. 特記事項

## (1) ガバナンスの強化に関する取組

## 理事特別補佐等の任命と理事室規則の制定

令和2年4月に、理事・副学長等の学長補佐体制の充実・強化を図るため、理事・副学長を補佐する「特別補佐」の設置を可能とする「国立大学法人岩手大学理事特別補佐等に関する規則」及び、本学の企画立案機能を強化するため副学長、特別補佐、担当部長等で組織される理事室を設置する「国立大学法人岩手大学理事室規則」を制定した。これによって4つの理事室を設置し、令和2年度に理事特別補佐2名、副学長補佐3名、令和3年度に理事特別補佐5名、副学長補佐4名を任命した。

令和3年度には、広報に関する外部有識者2名を広報担当理事の特別補佐に任命し、大学広報全体の現状について検証を行った。その検証結果を受けて、大学広報の統一感を持たせるため、大学カラー、ロゴマーク等の運用ガイドラインを策定し、大学としてブランディングの強化を図った。

## 経営企画本部における次世代学内人材の育成と教職協働の推進

本学の経営戦略立案に関して全学的観点から企画・調整を行う経営企画本部の体制について、これまでの教員中心の委員構成から、2030年度以降に大学経営や教育研究の中心となりうる世代(40歳前後)の教員及び職員を中心とした委員構成に変更を行った。令和2及び3年度は、教員8名、職員6名の計14名を経営企画本部長に選出し、近年の政策動向を踏まえた本学の現状を共有した上で、教育研究の充実に向けた課題等について議論を重ねた。議論の結果は「教育の質の向上」「組織運営」「教職員評価」の3つのテーマにまとめ、動画シラバスの導入や受験生獲得に向けたオンラインコンテンツの充実、職員評価における360度評価の実施等の提言を、令和3年12月及び令和4年3月に役員に対して行った。

これらの提言については、役員等懇談会において意見交換が行われ、令和4年度以降の効果的な施策の導入に向けて、経営企画本部にワーキンググループを設置し、具体案の検討を行うこととした。

## 第4期中期目標期間の開始に向けた教員人事方針の策定

本学の教育研究の一層の充実を図るため、令和2年4月から新たに「教員人事会議」を設置し、戦略的な教員人事を推進している。同年4月には教員人事の基本方針として、選考方針の明確化、選考の客観性・透明性の確立及びダイバーシティへの配慮等を定めた「教員人事に関する基本方針」を策定し、この基本方針に則った教員人事を行った。

さらに、第4期中期目標・中期計画及び「岩手大学ビジョン2030」実現の戦略に掲げた若手教員・女性教員の採用促進のため、これまでの各学部の若手教員・女性教員の採用状況や今後の採用見通しを踏まえて、「若手教員・女性教員採用促進の方針」及び「第4期中期目標期間における若手教員・女性教員の採用促進に向けた教員人事の取扱い」を令和3年9月の教員人事会議において決定した。これらにより、テニユアトラックを付与した「講師」職位の導入や定年退職者の補充人事の運用方針を定め、第4期中期目標期間において戦略的・計画的な教員人事を実施していく基盤を整備した。

## 「岩手大学ビジョン2030」策定と実現に向けたアクションプランの策定

10年後の岩手大学のあるべき姿の実現に向けて、「よりよい未来を創造する」地域の知の府、「知識創造の場」として、地域に頼られ、尊敬され、愛される大学となる」を経営ビジョン、「共考と協創(共に考え、協力して創る)」を行動規範とした「岩手大学ビジョン2030」を令和3年3月に策定し、同年7月に大学のウェブサイト等で広く地域社会に向けて発信した。

岩手大学ビジョン2030では、1.多文化共生社会の実現に貢献できる人材を育成するための「人格陶冶」、2.教員の自由で優れた研究成果を創出するための「研究整備とイノベーション創出」、3.地域との対話を通じて地域を理解し、課題解決に貢献するための「知の時代における相互発展のための産学官連携」、4.学生と教職員が自己実現を図ることができる職場環境をつくる「働き方改革」、5.これらを実現するための「経営基盤の強化」の5項目を骨格(目標)としている。

令和3年10月からは、岩手大学ビジョン2030の実現のため、その目標・戦略ごとに具体的な事業・アクションプランの再整理を実施した。また、令和4年度からの取組開始に向けて、各アクションプランの年度ごとの取組予定や評価指標を設定したロードマップを策定し、取組の自己点検・評価のための実施要項を制定した。

## 教育研究施設等の再編

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)で求められている全学的な教学マネジメントやSociety5.0社会を生き抜くための国際教育等への対応、及び意思決定の迅速化と教員の負担軽減を図るため、教育研究施設等の見直しを令和2年10月に実施した。具体的には、全学的な教育課程に係る企画立案を担う教学マネジメントセンター、言語・国際教育の企画立案・運営を行う国際教育センター、全学委員会として教務委員会及び学生支援委員会の設置、研究支援から産学官連携までを一体として推進・支援する研究支援・産学連携センターの設置、生涯学習を全学的に統括・推進する地域社会教育推進室の設置を行った。

この再編により、教育面では社会の要請に応じた教育課程の再編、教養教育と専門教育の有機的接続の強化及び言語スキル向上・グローバル課題対応力の育成、研究面では特色ある研究の推進及び研究支援・産学官連携の強化、そのほか社会人リカレント教育の充実など、第4期中期目標期間の重点事業の検討とその実施に向けた体制を構築した。

## (2) 中期計画を上回って実施した計画(自己評価を「 」とした計画)

## 女性教員の積極的採用(中期計画39)

女性教員の採用促進のため、ダイバーシティレポート制度を徹底し、学長のリーダーシップのもと各学部において積極的に女性限定公募を行うなど人事計画に基づく取組を行うとともに、令和3年度は女性限定公募への応募を促すため、学長裁量経費によるポジティブ・アクション経費の追加支援を実施した。これらにより、女性教員の採用数は令和2年度4名、令和3年度11名となり、第3期中期目標期間の女性教員採用比率は27.6%、女性教員比率は令和3年度末で16.8%と中期計画に掲げた数値目標(女性教員採用比率20%程度、女性教員比率16%)を達成した。

**女性管理職の積極的登用（中期計画 39）**

岩手大学事務職員の人材育成に関する指針に沿い、学内外の研修や他機関への出向により職員の管理職候補者となり得る資質及び能力の向上を図った。令和2年度は本学採用（プロパー採用）の女性職員として初の事務系部長職1名と技術系専門職員の室長職1名の登用を行った。さらに令和3年度は事務系の課長職1名及び技術系専門職員の室長職1名を管理職に登用した。これらの登用により、女性管理職の割合は14.0%と中期計画に掲げた数値目標（10%程度）を達成した。

**地域企業等との共同研究・受託研究数の増加（中期計画 44）**

地域企業等との共同研究・受託研究を増やすため、第3期中期目標期間にわたり研究シーズ集の発行や個別相談会の開催、産学連携コーディネーターによる地域企業等とのマッチング等の支援を行ってきた。さらに、令和元年度からの共同研究支援経費による共同研究の促進、令和2年度に設置したURAユニットによる研究支援体制の強化により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で企業の活動意欲が減衰する中、地域企業等との共同研究・受託研究数は年平均55件、令和3年度67件と第2期中期目標期間終了時の実績52件を上回り、中期計画に掲げた数値目標を達成した。

**RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を活用した事務業務の効率化・合理化（中期計画 45）**

機能的・効率的な大学事務マネジメントの推進と継続的な事務改善を目的に、RPA導入に向けた試行に取り組んでいる。令和2年9月には「岩手大学RPA等のITを活用した業務改善検討プロジェクトチーム」を設置し、教職員の意見・要望等を聴取の上、令和3年6月から教職員が使用しているグループウェアにおいてチャットボットの試行を実施した。そのほか、RPAによる自動入力や自動印刷、メール送信、ファイル作成を活用した業務改善、RPA導入に付随したツールの開発・提供を実施し、業務改善状況を検証した結果、これまでのRPAの試行によって、年間789時間分の業務時間削減（金額換算で約113万円）の効果があつたことが分かった。

また、第4期中期目標期間中のRPA正式導入に向けて、「岩手大学におけるRPA等の運用に関するガイドライン」を策定し、運用体制を整備した。

**（3）その他に特記すべき事項****年俸制適用教員の拡充（中期計画 38）**

従来型の年俸制に加え、大学の戦略やミッションを考慮し、メリハリのついた処遇反映を盛り込んだ「国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則」を令和元年度に制定した。令和2年型年俸制では、大学及び部局の重点項目による業績評価を導入し、評価区分の細分化と評価による処遇の反映率の幅を拡大した結果、令和3年度末における年俸制適用教員は84名となり、中期計画に掲げた数値目標（50名以上）を達成した。

**優秀な若手研究者の確保（中期計画 38）**

平成28年度に導入したテニユアトラック制度及び令和元年度に制定した特別助教制度を活用するとともに、令和2年度から施行した「教員人事に関する基本方針」に基づき教員補充計画を進め、優秀な若手研究者の採用を推進した。その結果、令和3年度末における若手教員（40歳未満）は、第2期中期目標期間終了時から11.1%増加（平成27年度54名から令和3年度60名）し、中期計画に掲げた数値目標（10%程度増加）を達成した。

**総合科学研究科における大学院学生の研究紹介イベントの開催（中期計画 40）**

令和元年度に実施した総合科学研究科運営アドバイザーボードで聴取した産業界や行政等のステークホルダーからの意見をもとに、研究分野の異なる大学院学生同士が相互交流し、研究の視野を広げ、さらにイノベーション創出のきっかけとなるイベントとして、「総合科学研究科研究成果報告会」を開催した（参加者：令和2年度69名、令和3年度51名）。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学内関係者限定のイベントとなったものの、対面での研究発表の機会が限られている中、参加学生へのアンケートでは96.3%が他分野・他専攻の学生と研究交流ができたと回答しており、本報告会の目的を達成することができた。自由記述においても「専門外の人に対面で自分の研究内容をわかりやすく説明するのは初めての機会で、いい経験になった」「思いがけない切り口からの質問もあり、研究の視野を広げることができた」など肯定的な反応が得られた。

**2. 共通の観点に係る取組状況****（ガバナンス改革の観点）****戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果****機敏な大学運営の実現に向けた審議体制の見直し**

令和2年4月から大学運営に関する意思決定は、学長、理事、副学長等の職責による意思決定を基本として、審議機関を「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」に集約し、経営と教学の機能分担を意識した体制に変更した。これにより、岩手大学ビジョン2030や第4期中期目標・中期計画など大学の将来構想に関する議論を教育研究評議会に集約し、学長のリーダーシップのもと機敏な大学運営と効率的な意思決定を実現した。また、全学委員会を集約・削減したことで、教員の教育研究時間の確保と教職員の会議運営に係る事務業務の削減につながった。

**学長のトップマネジメントによる資源配分**

学長のトップマネジメントによる資源配分を実施するため、予算編成方針において重点事項を示し、学長が各部局の事業費要求に係る部局長ヒアリングを聴取した上で予算を配分する方式をとっている。令和2年度は3つの重点事項（きめ細やかな教育システム（教育研究、カリキュラム等）の確立、基礎研究を含めた研究力全体の向上、地域連携のアップデート）を示して予算配分を実施したほか、学長裁量経費から新型コロナウイルス感染症の感染対策や遠隔授業対応等の教育研究環境の整備、研究力向上に資するための教員の研究業績分析等に予算を配分し、弾力的な運用を行った。令和3年度は重点支援が必要と判断した人件費及びグローバル人材育成事業、社会人リカレント事業、陸前高田グローバルキャンパス運営経費、女性研究者支援等の第3期中期目標期間における重点事業に予算を配分した。

また、岩手大学ビジョン2030及び第4期中期目標・中期計画の方向性を踏まえ、学長・理事のヒアリング等による実施事業の精査を行い、令和4年度の予算編成方針及び第4期中期目標期間における財務見通しを策定した。

**内部監査や監事監査結果の法人運営への反映状況**

監事監査結果を大学運営の改善につなげる検討プロセスとして、監査結果をも

とに、学長、理事、副学長及び学部長と監事との意見交換を行い、学長・副学長会議等で検討・改善を行うなど、監事の意見を直接的に大学運営に反映する仕組みを構築している。令和元年度実施の監事監査において内部統制システムの体制整備・強化について意見があったことから、令和2年度には「国立大学法人岩手大学内部統制規則」、「国立大学法人岩手大学における公益通報者の保護等に関する規則」及び「国立大学法人岩手大学における反社会的勢力に対する基本方針」を制定・施行した。次いで令和3年度にはコンプライアンスに係る全学の基本規則として「国立大学法人岩手大学コンプライアンス基本規則」を制定し、内部統制全体の整備を行った。

定期的な内部監査としては、業務監査、会計監査などを行い、改善課題について各担当部局へ通知するとともに、事務連絡協議会に報告し、同様の事例が発生しないように改善内容を共有している。

業務運営・財務内容等の状況  
 (2) 財務内容の改善に関する目標  
 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	【22】 外部資金の獲得等多元的な収入源の確保に努める。
------	---------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【46】 競争的研究資金や事業推進経費等の外部資金の獲得に向けて、具体案を策定し、学内組織の連携の下に資金を獲得する。また、学生支援を含めた教育研究活動の向上のため、寄附金による基金について、卒業生・同窓会、教職員や産業界等広く学内外への積極的な募金活動を持続的に行い、第2期中期目標期間終了時基金額の3割以上を受け入れる。</p>		<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>競争的研究資金等の外部資金獲得に向けたURAの体制強化                  大学の研究力向上及び外部資金獲得に向けた体制整備として、令和2年10月に研究支援から産学官連携までを継続して支援する組織として研究支援・産学連携センターを設置し、同センターにURAユニットを組織した。                  外部資金の獲得支援にあたっては、URAユニットが中心となり、担当理事、学部執行部、学内研究センター等との議論を踏まえて、外部資金情報の収集、研究プロジェクトの立案・折衝、申請書類の作成支援等のプレアワード、ポストアワードを積極的に展開した。これらの取組により、科学技術振興機構（JST）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、岩手県、公益財団法人さんりく基金等の公募事業において、令和2年度は19件、令和3年度は14件の採択につながった。令和2及び3年度の外部資金の受入件数、金額は、令和2年度1,159件1,300,316千円、令和3年度1,194件1,402,704千円（寄附金、受託研究、共同研究、受託事業、補助金、科研費等の合計）となり、令和3年度の実績と平成27年度の実績（775件1,506,135千円）を比較すると、金額においては平成27年度比で93.1%と減少したが、受入件数は1.5倍に増加しており、これら外部資金獲得支援の取組の効果が現れている。</p> <p>第4期中期目標期間の外部資金獲得に向けた研究戦略の策定                  第4期中期目標・中期計画の策定及び今後の研究戦略の策定のため、URAが中心となって第3期中期目標期間中の本学教員の研究業績、科学研究費助成事業・その他外部資金の採択実績をもとに研究分野ごとのマッピングを行い、大学の特徴となりうる研究領域の抽出・分析を行った。この分析結果を踏まえて、第4期中期目標期間に大学として推進する研究分野について検討を行い、次世代農業研究、地域の歴史文化研究及び表面・界面ナノ工学を研究重点分野とすることとした。</p> <p>外部資金受入の制度整備                  外部からの資金提供を促進するための制度整備として、これまでの寄附を前提とした「寄附講座・寄附研究部門」とは別に、企業等から人件費や施設使用料、間接経費等の必要な経費を受け入れて学内に研究組織を設置し、研究成果を創出することを目的に、「岩手大学共同研究講座及び共同研究部門に関する規則」を令和2年5月に制定した。これにより、学内に研究組織を設置することで共同研究の効率的な展開・進展が可能となったほか、設置期間を2年以上10年以下とすることで中長期的な研究プロジェクトが実施可能となった。                  また、企業等からの寄附金による公開講座の運営及び授業の一部を企業等外部の機関と提携して実施することを目的に、「寄附講座及び提携講義に関する規則」を令和2年5月に制定した。令和2及び3年度には、この制度を活用して東日本旅客鉄道株式会社からの寄附により、グローバルな視点を持つ観光人材育成のための公開講座「いわて観光グローバル人材育成講座」を開講し、計18名が受講した。</p> <p>教育研究活動に対する寄附募集の取組                  教育研究活動のための自己財源獲得として、「岩手大学イーハトーヴ基金」（平成27年12月創設）への募金活動に力を入れている。令和2年度以降も引き続き同基金への理解浸透と一層の寄附受入を図るため、寄附金の用途を特定して寄附ができる特定寄附金事業に「教育学部附属学校園基金」、「外国人留学生同窓会基金」、女性活躍・ダイバーシティ推進を目的とした「す</p>

	<p>ずらん基金」等を追加して寄附を募った。さらに募金活動にあたっては、同窓会ウェブサイトや同窓会会報にイーハトーヴ基金の案内を掲載し、卒業生に対して積極的なPR活動を行った。</p> <p>また、寄附により取得した株式等の取り扱いの整備として、「岩手大学における寄附により取得する株式等の取扱規則」を制定し、学内の寄附の受入体制を整えた。</p> <p>令和2及び3年度のイーハトーヴ基金の受入金額、件数はそれぞれ516件33,696,757円、468件13,220,480円となり、平成28年度から令和3年度までの受入総額は170,361,580円と、中期計画に掲げた「第2期中期目標期間終了時基金額の3割以上を受け入れる」の目標額33,288,000円を大幅に上回った。この基金は、学内の教育環境の整備、学生の課外活動支援のほか、大学独自の給付型奨学金の創設、コロナ禍における学生への経済的支援に活用され、本学の教育研究、学生支援の一層の充実に役立てられている。</p>
--	--

業務運営・財務内容等の状況  
 (2) 財務内容の改善に関する目標  
 経費の抑制に関する目標

中期  
目標

【23】  
 教育研究等の目標達成に必要な経費の確保を目的として、業務の改善・効率化や教職員の意識を高めることにより、管理的経費を抑制する。

中期計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【47】                      管理的経費に関するコスト削減を図るため、学内業務の効率化及び資源の適正配分を進めると共に、調達手法等の改善を図る。これにより管理的経費を平成27年度比で第3期中期目標期間終了時に6%を削減する。</p>		<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>管理的経費の削減及び業務効率化の取組                      管理的経費の削減の取組として、令和2年度に電力供給契約を変更し、前年度比で約10%（約2,800万円）の経費を削減した。令和3年度には、第3期中期目標期間に実施した業務の効率化及び経費の削減方策について検証を実施し、令和3年度末に契約期間満了となる外部委託契約のうち、主に1,000万円以上の高額な契約について仕様内容等の見直しを行った。                      その結果を踏まえ、庁舎清掃業務について、これまで別契約としていた農学部附属滝沢農場・演習林施設の契約を一本化した上で、3年の複数年契約とすることで単年度55万円の削減につなげた。                      また、経費節減に向けた学内構成員の自覚を促す取組として、複写機利用料及び光熱水費について、使用状況のモニタリング結果を学内メールやグループウェアを活用して周知した結果、複写機利用料では、令和2年度に前年度比の約38%（約800万円）の節減となり、平成30年度の契約更新の際に見込んだ3年間（令和元年度～令和3年度）での削減額約2,450万円を超える3,695万円の削減を実現した。                      これらの取組により、令和3年度末に管理的経費全体では平成27年度比で22.2%の削減となり、平成27年度比で第3期中期目標期間終了時に6%を削減という目標値を大幅に上回る削減率を達成した。</p>

業務運営・財務内容等の状況  
 (2) 財務内容の改善に関する目標  
 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	【24】 保有資産の有効活用と効果的運用を行う。
------	-----------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【48】 保有資産を有効に活用するため、留学生の増加等のニーズへの対応も含めた弾力的な運営方を策定し、利用状況を定期的に把握しつつ高い稼働率を維持するほか、教育研究設備の共同利用化・集約化を行う。また、保有資金の運用計画を策定するとともに、収支見込みや金利情勢を適切に把握したうえで効果的に運用する。</p>		<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>保有資産・資金の有効活用による収入増の取組                  学内資産を活用した増収策として、平成30年度から学生食堂、学生センター棟等のスペースを有効活用した広告掲示及びデジタルサイネージ広告を実施している。                  令和2及び3年度には広告掲示の収入で13件2,574,000円、デジタルサイネージ広告で23件1,562,000円の収入を上げることができた。加えて、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、学生食堂に設置した飛沫防止板を利用したステッカー広告を開始し、令和2及び3年度に32件1,314,500円の収入を上げており、学内施設・設備の有効活用に努めた。</p> <p>また、学内の宿泊施設である「桐丘荘」について、利用料収入の改善を図るため収支状況を分析し、施設の必要経費を踏まえて、令和3年4月から宿泊料金の増額改定を行った。これにより、施設の利用率は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で伸びなかったが、令和3年度の収入は945,000円と前年度比で501,000円増（約2.1倍）となり、維持管理費との収支バランスを適正化することができた。</p> <p>保有資金の運用にあたっては、年度当初に資金運用計画を作成し、日次で収支残や金利情勢、関連する経済情報の把握を行っており、これらを踏まえ、定期預金、譲渡性預金、金銭信託及び担保付の電力債といった安全性や収益性の高い金融資産を中心に効果的運用を図り、令和2年度に443,312円、令和3年度に417,625円の運用益を上げた。</p>

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

(1) 財務基盤の強化に関する取組

**ふるさと納税制度を活用した教育研究活動支援の充実**

本学と釜石キャンパスのある釜石市との連携を一層推進していくことを目的に、ふるさと納税制度を活用した教育研究活動支援事業を令和2年10月から開始した。この支援事業は、釜石市が受け付ける「釜石ふるさと寄附金」の寄附項目に「釜石市と岩手大学釜石キャンパスとの連携推進」を設け、その寄附金を相互が連携して実施する研究開発や産業育成、人材育成の事業をはじめ、本学の教育研究活動の支援に活用していくものである。このふるさと納税には令和2年度に285件4,123,000円、令和3年度に458件7,329,000円の寄附が寄せられた。この寄附金は、釜石市と本学三陸水産研究センター、民間企業が実施する釜石湾でのサクラマス養殖試験実施の資金(総額8,000,000円)に充てられ、その一部は本学三陸水産研究センターとの共同研究費として本学に提供されている。そのほか、釜石市の「学生活動支援事業補助金」の原資に充てられ、学生と市民との交流事業に活用されている。

**クラウドファンディングを活用した教育研究活動等の財源確保の取組**

教育研究、地域貢献及び学生の課外活動に関するプロジェクトを実施する際の自己財源の確保を目的に、「国立大学法人岩手大学クラウドファンディング実施要項」を令和2年10月に制定し、実施に向けて2つのクラウドファンディング運営会社と契約を締結した。令和3年度には、岩手大学航空研究会デコレの「鳥人間コンテスト用滑空機」製作費の確保において、クラウドファンディングを初めて実施し、目標金額(330,000円)を大幅に上回る資金(510,000円)の調達に成功した。令和3年度末でのクラウドファンディング活用の実績は、この課外活動支援1件であるが、今後の積極的な活用を目指し、企業等との共同研究につながりにくい分野の教員へ働きかけを強化している。

**共同研究における間接経費の見直し**

共同研究における間接経費の対直接経費比率は令和元年度に20%に改定したが、その後も共同研究の大型化や高度化により管理的コストが増加している。こうした状況を踏まえ、大学経営の安定化を図るため、学内の情報通信基盤の整備や学内施設の維持費用を共同研究実施に必要な間接的費用に積算することとし、令和4年度研究開始の共同研究契約から、間接経費を直接経費の30%に改定することとした。

改定に際しては、岩手県内中小企業及び個人の場合は、間接経費を20%に据え置き、地域企業との共同研究に影響を及ぼさないよう配慮した。また、直接経費比率改定に関する周知文とともに、新旧の間接経費積算項目や過去4年間の共同研究における間接費用の直接経費に対する割合を示し、丁寧な説明に努めた。これにより、企業等から苦情が寄せられることもなく、「共同研究控え」等間接経費改定による悪影響を抑えることができた。

(2) 中期計画を上回って実施した計画(自己評価を「 」とした計画)

**イーハトーヴ基金への募金活動の継続実施(中期計画46)**

教育研究活動のための自己財源獲得として、「岩手大学イーハトーヴ基金」(平

成27年12月創設)への募金活動に力を入れている。令和2年度以降も引き続き基金への理解浸透と一層の寄附受入を図るため、寄附金の使途を特定して寄附ができる特定寄附金事業に、教員養成の実習拠点・研究校である教育学部附属学校の教育環境の充実を目的とした「教育学部附属学校園基金」、外国人留学生同窓会の活動を支援する「外国人留学生同窓会基金」、女性活躍・ダイバーシティ推進を目的とした「すずらん基金」等を創設し、寄附を募った。募金活動にあたっては、同窓会ウェブサイト、同窓会会報にイーハトーヴ基金の案内を掲載し、卒業生に対し積極的なPR活動を行った。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって経済的に困窮する学生の支援を目的として、特定基金「修学支援事業基金」への寄附を卒業生や関係団体にウェブサイト等を通じて積極的に働きかけ、令和2年度には309件23,488,590円、令和3年度には105件6,393,000円を受け入れた。

令和2及び3年度のイーハトーヴ基金の受入金額、件数はそれぞれ516件33,696,757円、468件13,220,480円、平成28年度から令和3年度までの受入総額は170,361,580円となり、本学の教育研究活動及び学生支援の一層の充実のために活用した。

**管理的経費削減の取組(中期計画47)**

管理的経費に関するさらなるコスト削減を目指して、光熱水料の契約変更や外部委託契約の随時見直し、学内構成員の経費節減の意識啓発に取り組んだ。令和2年度には電力供給契約を変更することで、前年度比で約2,800万円の経費を削減した。さらに、経費節減に向けた学内構成員の意識喚起として、複写機利用料及び光熱水料の使用状況のモニタリング結果を学内メールやグループウェアを活用して周知した。これらの取組により、令和3年度末に管理的経費全体では平成27年度比で22.2%の削減となり、平成27年度比で第3期中期目標期間終了時に6%削減という目標値を大幅に上回る削減率を達成した。

特に、複写機利用料では平成27年度と比較して56%減と年間利用料を半額以下(1,822万円の削減)にまで抑えることに成功し、大幅な経費節減につながった。

(3) その他に特記すべき事項

なし

2. 共通の観点に係る取組状況

**既定収入の見直しや新たな収入源の確保に向けた取組**

学内資産を活用した増収策として、平成30年度の財務経営戦略専門部会において「国立大学法人岩手大学における広告掲載要項」等を定め、平成31年2月から学生食堂、学生センター棟等のスペースを有効活用した広告掲示及びデジタルサイネージ広告を実施している。

令和2及び3年度には広告掲示の収入で13件2,574,000円、デジタルサイネージ広告で23件1,562,000円の収入を上げることができた。加えて、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、学生食堂に設置した飛沫防止板を利用したステッカー広告を開始し、令和2及び3年度に32件1,314,500円の収入を上げており、学内施設・設備の有効活用に努めた。

**財務情報に基づく財務分析結果の活用状況**

本学の財務状況について、令和元年度実績から決算データをもとに、教育、研究、管理・その他の3区分によるコスト分析を行い、財務レポートに公開している。その分析結果を踏まえ、令和2年度予算では重点事項として「基礎研究を含めた研究力全体の向上」を掲げ、研究環境充実のため設備整備の予算を拡充し、学内においてより幅広い施策を検討・実施するため、教員の研究力分析のための経費を配分した。次いで、令和3年度には第3期中期目標期間の収入・支出状況と令和4年度以降の収入・支出見込みを踏まえ、第4期中期目標期間6年間における財務見通しを作成した。

業務運営・財務内容等の状況  
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標  
 評価の充実に関する目標

中期目標	【25】 大学の教育、研究、社会貢献、グローバル化、及び管理運営に係わる全学的評価活動を持続的に行い、その評価結果を大学の機能強化推進に活用する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
【49】 評価室が中心となり、第3期中期目標期間における機能強化も含めた岩手大学の取組について、進捗・評価指標の設定、進捗に関するデータ収集、学内評価の実施とその報告の作成、評価結果を踏まえた次年度計画の策定等、IR的手法を活用しながら点検評価を行う。また、これらの取組と評価・改善結果を反映させ、平成32年までに教育に関する大学機関別認証評価を受審する。こうした点検評価の取組とあいまって進捗した大学の機能強化の状況について、第三者評価機関から機能強化に関する適正な評価や大学としての適格認定を得る。		<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>大学機関別認証評価の評価結果の検証と改善の取組                      令和元年度に受審した大学機関別認証評価の評価結果について、評価室を中心に検証を実施した。その結果、改善を要する事項には当たらなかったが、教育課程の体系的明確化及びシラバスの充実について改善すべき点が見受けられたため、令和2年10月の教育研究評議会において、担当理事及び担当部局に対し改善依頼を行った。これを受けて、教学マネジメントセンター及び教務委員会において改善案を検討し、学生が学修プロセス（体系）を確認しやすいような新たなナンバリングルールの作成、シラバスの作成例の提示など教育の充実に向けた取組を実施し、教育研究評議会で情報共有を図った。新たなナンバリングの策定については、教務委員会の主導のもと、令和3年度末に各学部・研究科において策定の上、学生に周知した。</p> <p>第3期中期目標・中期計画の達成状況の点検・検証                      第3期中期目標期間評価（終了時評価）に向けて、令和3年度年度計画の中間実施状況の確認と併せて中期計画の達成状況の点検を実施した。特に定量的な評価指標の達成状況については、令和3年10月の教育研究評議会において情報共有を図り、年度末には第3期中期目標期間中の取組の総括と、新型コロナウイルス感染症の影響によるものも含めて達成が困難な計画について、要因分析と代替の取組の報告を行うこととした。                      また、第3期中期目標・中期計画の定量的な評価指標及び関連する実績値は、実績データ集積表により一元的に収集・管理し、6年間での実績値の推移の把握及び中期計画における取組の成果・効果の検証に活用した。</p> <p>第4期中期目標・中期計画の策定に向けた取組                      本学では、大学が目指すべき10年後の将来像を示すものとして、岩手大学ビジョン2030の策定とその実現のための事業整理に令和2年4月から着手し、令和3年3月に策定した。第4期中期目標・中期計画の策定にあたっては、岩手大学ビジョン2030実現のための事業・アクションプランから、第4期中期目標期間に重点的に行う事項をもとに役員が中心となって検討を進め、令和3年7月末に文部科学省へ素案を提出した。その後、評価指標の明確化等の修正を経て、令和4年3月に中期計画の認可申請を行い、3月末に認可を受けた。令和3年10月からは第4期中期目標期間の開始に向けて年度ごとの具体的な取組の計画を立てるため、岩手大学ビジョン2030及び第4期中期目標・中期計画のアクションプランのロードマップを策定した。</p>

業務運営・財務内容等の状況  
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標  
 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	【26】 大学の取組や成果を国内外に向けて積極的に情報発信する。
------	-------------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【50】 大学の機能強化をはじめとする特色ある取組やその成果を国内外に情報発信するため、情報発信の日英二言語による広報の推進、大学の特色ある取組情報の発信の強化、卒業生・保護者・地域社会等本学ステークホルダーに焦点を当てた情報発信の強化、一般市民向けの研究成果発表会の開催等を図書館や SNS 等を利用して実施する。</p>		<p>（令和 2 及び 3 事業年度の実施状況）</p> <p><b>特色ある取組の情報発信の強化</b>                  本学の特色ある取組の情報発信及びステークホルダーに向けた情報発信の強化に向けて、令和元年度に実施したホームページに関するアンケート結果を踏まえて、要望に挙げられた研究活動に関する情報発信の強化を行った。大学ウェブサイトへの掲載にあたっては、「お知らせ」欄に「研究」タブを作成するなどレイアウトを工夫し、紹介する研究については各学部から定期的に対象となる教員の情報提供を募り、幅広い領域の研究紹介に努めた。さらに WEB オープンキャンパスの公開に併せて大学公式 YouTube チャンネルに研究室紹介をアップし、高校生・保護者への情報発信を行った。その結果、大学ウェブサイトの「研究紹介一覧」で紹介した研究は令和 2 年度 25 件、令和 3 年度 23 件と、令和元年度の実績 2 件から大幅に増加し、こうした活発な情報発信により、令和 3 年度のアクセス数は 5,757 件と、令和元年度の 2,533 件と比較して約 2.3 倍に増やすことができた。                  令和 3 年度は、卒業生・修了生と学長との懇談会をオンラインで開催し、大学の取組等について情報を発信するとともに、参加者と意見交換を行った。また、大学公式 Twitter アカウントを開設し、受験生や保護者をはじめ広く地域社会へ向けた情報発信を行った。</p> <p><b>学生との協働による広報活動の展開</b>                  平成 30 年度まで広報スタッフとして職員と共に大学の広報活動を行っていた学生チームが令和元年度に学内カンパニー「i-Connect」を設立し、大学の広報活動に参画している。i-Connect では、学生メンバーがアイデアを出し合い、学生目線に立った自主的な広報活動を行っており、令和 2 及び 3 年度は大学広報誌「Hi!こちら岩手大学」の記事の作成を行った。また、親しみやすい記事作成の観点から、大学公式 Facebook 及び Twitter の記事作成のほか、学内カンパニーの紹介動画、サークル活動紹介動画を作成し、それらを i-Connect の Twitter に掲載するなど、大学と連携した情報発信を展開した。</p> <p><b>大学広報の体制強化とブランディングの推進</b>                  広報担当理事のもとに外部有識者 2 名を理事特別補佐に任命し、効果的な広報の実施に向けて検討を行った。その検討結果を踏まえて、ステークホルダーに大学のコンセプトを分かりやすく伝え、情報発信の際に統一感を持たせるため、大学のイメージカラー、新ロゴタイプのほか、外部で目に触れる機会が多い名刺、封筒等の統一デザインを策定し、令和 4 年 4 月から運用することとした。</p>

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

(1) 中期計画を上回って実施した計画(自己評価を「 」とした計画)  
なし

(2) その他に特記すべき事項

**岩手大学ビジョン 2030 及び第 4 期中期目標・中期計画のアクションプラン・ロードマップの策定(中期計画 49)**

本学では大学が目指すべき 10 年後の将来像を示すものとして、岩手大学ビジョン 2030 を策定し、令和 3 年 3 月に学内構成員へ周知、同年 7 月に広く地域社会に向けて公表した。第 4 期中期目標・中期計画の策定にあたっては、岩手大学ビジョン 2030 実現のための事業・アクションプランから、第 4 期中期目標期間に重点的に行う事項をもとに検討し、令和 3 年 7 月末に中期計画(素案)を文部科学省に提出した。

令和 3 年 10 月からは、岩手大学ビジョン 2030 の実現及び第 4 期中期目標・中期計画の達成に向けて、事業・アクションプランの再整理に着手し、併せてアクションプランの年度ごとの取組計画と計画に対する活動実績、定量的評価指標の実績値及び取組の自己評価を一元的に管理するロードマップを策定した。

また、岩手大学ビジョン 2030 及び第 4 期中期目標・中期計画に係る取組の自己点検・評価の実施及びステークホルダーに対する効果的な情報発信を実施するため、「岩手大学自己点検・評価規則」を改正し、同規則の下に「岩手大学における目標・計画に係る自己点検・評価に関する実施要項」を令和 3 年 12 月に制定した。

これらにより、第 4 期中期目標期間の取組開始に向けた体制を構築するとともに、大学の目指すべき姿の実現に対する学内構成員の意識醸成を図った。

**大学機関別認証評価の評価結果の検証と改善の取組(中期計画 49)**

令和元年度に受審した大学機関別認証評価の評価結果について、令和 2 年度に評価室を中心に検証を実施し、今後に向けた改善点として教育課程の体系的明確化及びシラバスの充実に取り組んだ。令和 2 年 10 月の教育研究評議会において担当理事及び担当部局に対し改善依頼を行い、これを受けて、教学マネジメントセンター及び教務委員会において改善案を検討した。令和 2 年度末には改善策として、学生が学修プロセス(体系)を確認しやすいような新たなナンバリングルールの作成、シラバスの作成例の提示などを実施した。なお、新たなナンバリングについては、教務委員会の主導のもと、教養教育及び全学部・研究科において作成に着手し、令和 3 年度末に策定の上、本学の学修支援システムに掲載して学生に周知・活用を促した。

**大学広報の体制強化とブランディングの推進(中期計画 50)**

今後の大学広報の在り方について、広報担当理事のもとに外部有識者 2 名を理事特別補佐に任命し、効果的な広報の実施に向けて検討を行った。その検討結果を踏まえて、ステークホルダーに大学のコンセプトを分かりやすく伝え、情報発信の際に統一感を持たせるため、大学のイメージカラー、新ロゴタイプのほか、外部で目に触れる機会が多い名刺、封筒等の統一デザインを策定し、令和 4 年 4 月から運用することとした。新デザインの名刺の使用促進にあたっては、教職員

が大学の広告塔として活動するという方針のもと、名刺の作成を大学予算で措置することとした。また、これらの取組は令和 4 年 3 月に学長記者会見を行い、広く地域社会に向けて発信した。

**企業広告を活用した広報活動(中期計画 50)**

高校生や保護者等に本学への関心を持ってもらうため、令和 2 年度に大学入学共通テストまでの約 2 週間を期間とし、検索エンジン広告を活用した大学広報活動を実施した。広告リンク元から本学の「高校生・受験生向け」サイトへのアクセスについては、広告料金の 1 日の予算上限までクリック(約 2,900 件程度)されており、一定の効果が見られ、大学の活動や取組状況を認知してもらう機会となった。また、同時期にインストリーム広告として、岩手大学生の 1 日を紹介する動画配信を約 1 か月間実施した。その結果、期間中に約 12,700 回視聴されるなど、大学の認知度向上につながった。

業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要目標  
 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	【27】 適切な施設マネジメントを実施し、施設の整備・維持保全を推進する。
	【28】 教育研究の質の向上や業務運営の効率化を図るため、情報基盤の整備・更新を推進する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
【51】 学長主導の施設マネジメントの下、「岩手大学施設整備基本計画」に基づき老朽施設等改修による老朽化対策、「施設予防保全計画」に基づき既存施設への高効率型の照明器具（LED化）・空調機器等の設置による省エネルギー対策、経年使用の設備機器等更新による維持保全、共用スペース等の教育研究環境の改善整備を行う。また、機能強化のための教育研究組織の改組に対応した施設の再配分・整備を行う。		<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>施設の整備・保全及び老朽改善の取組                  施設予防保全計画に基づき、令和2及び令和3年度に上田キャンパスの「雨水排水設備」及び「防災設備」の改修を行い基盤施設設備の保全を図った。また、施設整備基本計画に基づき、教育学部2号館、第二体育館の床及び照明設備の改修、附属図書館の防水改修及びトイレ改修、共同実験棟外壁改修、総合教育研究棟（教育系）及び理工学部3号館の空調設備に係る電源及び空調設備の改修・更新を行い、老朽改善を図った。</p> <p>省エネルギー化の取組                  上記の老朽改善と併せ、教育学部2号館及び第二体育館の照明設備をLED照明に改修、理工学部3号館空調設備を高効率空調機に更新し、消費電力量を従来と比較し5割削減した。また、教育学部2号館を改修により高断熱化し、省エネルギー効果を高めた。</p> <p>教育研究スペースの再配分の取組                  「岩手大学の施設の使用方の再編等に関する方針」に基づき、保有建物面積の適正化と既存スペースの再配分として共用教育研究棟（プレハブ棟）の取り壊し、教育学部2号館の改修と併せたスペースの再配分計画を策定した。本計画に基づき、令和3年度は教育学部2号館を総合研究棟（理工学系）に改修し、教育学部の利用スペースを1,199㎡から724㎡に集約するとともに、理工学部の利用スペースに再配分した。</p>

<p>【52】          情報システム整備に関するマスタープランを平成29年度までに策定し、上田キャンパス全ての教室に無線LANの接続環境を配置する等、ユビキタスネットワークを構築する。また、仮想化基盤を含む情報基盤を整備・更新することにより、仮想端末のレスポンスを向上させる。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>次期学内ネットワークシステムの更新          オンライン等のデジタル化推進のため、各建物の情報基盤センターとの接続機器の利用状況や学外接続スイッチ装置の利用状況を分析し、次期学内ネットワークシステムの更新に際して学生、教職員の要望等を懇談会やオンラインアンケートで調査した。それらの内容をもとに学内ネットワークシステム更新の課題と方針をまとめ、次期学内ネットワークシステムの仕様に反映させた。</p> <p>学内ネットワークシステムの更新は令和3年9月に実施し、遠隔授業や諸会議のオンライン化に対応した環境整備を行ったほか、令和3年度入学生から開始した学生のノートパソコン必携化に併せて、ネットワーク機器及び学内無線LANの利便性向上を図った。</p> <p>事務用仮想端末システムの更新計画策定          次期の事務用仮想端末システムの更新のため、現在使用している事務用仮想端末システム(シンクライアントシステム)についてワーキンググループを設置し、システム利用状況及び利用者の要望等を調査した。その結果、システム利用者から要望・課題に挙げられた次の点、次期システムの稼働時期、端末同時利用数の増設、特定のアプリケーションの高負荷問題、次期システムの性能向上、シンクライアント方式ではないシステムの利用、について検討を行い、現行方式を継続の上、利用者の要望に対応できる性能を確保する方針を決定した。</p> <p>なお、同システムの更新は令和4年10月を予定していたが、世界的な半導体不足の影響により機器の納品が遅延することになり、令和5年6月導入予定となった。</p>
---	--

業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要目標  
 安全管理に関する目標

中期目標	【29】 教職員の安全と健康のため、これを阻害するリスク低減と、その意識向上の取組を推進する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
【53】 化学薬品等の学内の危険・有害物について、管理・使用上のリスクを低減するために、既存のマニュアル等の見直しと必要な改定を平成 30 年度までに行う。また、平成 31 年度以降、改定したマニュアル等に従った安全教育と実地訓練を行う。		<p>（令和 2 及び 3 事業年度の実施状況）</p> <p>学生・教職員を対象とした安全教育の充実                  危険・有害物による事故のリスク低減を目指して、理工学部化学・生命理工学科化学コースのティーチング・アシスタントと教職員を対象とした化学薬品の安全な取り扱いと緊急時の対応に関する安全教育について、令和 2 年度から可燃性が高い化学薬品に関する注意事項を新たに加えて実施（年 2 回）し、令和 2 及び 3 年度に約 160 名が受講した。                  また、実験廃液に関する安全訓練について、廃液を排出する全ての研究室の学生を対象に、廃液漏えいの対応訓練に加えて、反応性（可燃・爆発性）が高い化学薬品の取り扱い方法も新たに取り入れて実施した。さらに実験廃液に関する安全訓練の開催回数を令和元年度の 2 回から年 12 回程度に増やし、開催期間も約半年と長期間にしたことで、参加学生数が令和元年度の 20 名から令和 2 及び 3 年度はそれぞれ 132 名、141 名と大幅に増加した。                  これらの安全教育の実施により、学生及び教職員の化学薬品の管理徹底及び実験時の事故防止の意識啓発を図った。</p> <p>危険・有害物による事故のリスク低減に向けた取組の検証                  化学薬品等の危険・有害物について、管理・使用上のリスクを低減するため、危険・有害物の保有量や使用状況から 11 種類の事故を想定し、令和 3 年度時点で事故の発生する確率と被害の大きさからリスク評価を行い、前回リスク評価を実施した平成 29 年度時点と比較・検証を行った。その結果、5 段階のリスク評価で最もリスクが高い想定事故が無くなり、次にリスクの高い想定事故も 4 件から 1 件に減少した。リスクが低減した効果は、学生の化学薬品による負傷の件数が平成 29 年度以前と比較すると、年間 4.1 件から 2.0 件に半減したこと、及び作業環境測定において平成 30 年度以降は、室内での化学薬品の取り扱いが不適切とされた実験室がないことから確認できた。                  この比較・検証の結果は、令和 3 年度第 9 回安全衛生委員会（令和 3 年 12 月）に報告し、次年度以降もこれらの取組を継続することとした。</p>

<p>【54】 教職員の心身の健康に影響を与えるストレス等について調査分析を行い、対策を講じてその低減を図る。また、心身の疾病予防の啓発教育を行い、各種健康診断の受診率を向上させる。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>生活習慣・ストレスへの対処に関する自己管理(セルフコントロール)の啓発教育          教職員の心身の疾病予防の啓発として、全教職員を対象に職場や自宅で簡単にできる運動(筋肉トレーニング、ストレッチ)をテーマにした講習会を、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を考慮し、動画配信サイトを利用して実施した。ストレス改善の取組としては、職場でも簡単にできるストレッチ「ちょいトレ」の普及促進のため、デジタル対応チラシを配布し、多言語の動画を使用して構成員へ周知を行った。また、定期健康診断の待ち時間を利用して、目で見て正しい食事と運動を理解してもらう啓発活動を実施し、会場内での食事サンプルの展示、パンフレットの配布及び動画視聴を行った。こうした「食事」「運動」「ストレス」をキーワードとした各種の啓発活動を行った結果、令和3年度の定期健康診断の受診率は99%と平成27年度の受診率95.9%から3.1ポイント向上させることができた。</p> <p>教職員の心身の健康状態に関する啓発教育の検証          平成30年度から取り組んできた教職員の心身の健康に関する自己管理(セルフコントロール)の啓発教育について、令和3年度に定期健康診断及びストレスチェックの結果を活用し、その効果を検証した。その結果、教職員の心身の健康状態について、平成27年度との比較では、教職員全体の肥満傾向に十分な改善は確認できなかったが、喫煙率の低下(12.2%から8.6%)や業務において高いストレスを感じている者の割合の低下(8.4%から6.1%)等の改善が認められた。また、定期健康診断受診率は、平成27年度の95.9%から令和3年度は99%と向上しており、ストレスチェック受検率も実施初年度である平成28年度の59.4%から令和3年度は71.5%と12.1ポイント上昇した。カウンセリングを利用した教職員も、平成28年度以前の4年間と平成29年度以降を比較すると年平均で23人から32人に増加した。これらの結果から、教職員の心身の健康管理に対する自己管理の意識の醸成及び不調の早期発見の効果が確認できた。</p> <p>この検証結果は、令和3年度第9回安全衛生委員会(令和3年12月)に報告し、次年度以降も正しい生活習慣(食事、運動、禁煙)とメンタルケアに関する啓発教育を継続するとともに、教職員の健康への気づきを促すため、定期健康診断に生活習慣病に関する項目を追加し、さらなる改善を図ることとした。</p>
---	--

業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要目標  
 法令遵守等に関する目標

中期目標

【30】  
 法令遵守、危機管理の徹底・強化を図り、法令等に基づく適正な法人運営を推進する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【55】                      法令遵守と危機管理を徹底・強化した法人運営を行うため、教職員及び学生の全般的法令遵守（コンプライアンス）の徹底、公正な研究活動や経費執行のための研修等の定期的開催、危機管理体制機能の充実・普及等に取り組み、第3期中期目標期間における法令違反事例を第2期中期目標期間以下とする。</p>		<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>教職員及び学生の全般的法令遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の新規採用者説明会において、本学の安全保障輸出管理、研究倫理教育、コンプライアンス教育及び事前承認等を必要とする研究・教育活動について要点の説明を行った。（令和2及び3年度）</li> <li>・研究を進めるにあたっての遵守・留意事項をまとめたパンフレットを作成し、メールによる配付と大学ウェブサイト・学内グループウェアへの掲載により周知した。（令和3年度）</li> <li>・論文剽窃チェックツールを導入し、全ての教員と大学院学生が利用できるようにした。（令和3年度）</li> <li>・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正されたことを受け、構成員に周知を行うことで公正な経費執行の意識浸透を図った。（令和2年度）また、関係規則等の見直しを行うとともに、学生向けの教育資料の配付やモニタリングの充実を図った。（令和3年度）</li> </ul> <p>公正な研究活動や経費執行のための研修等の定期的開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究倫理教育計画に基づき、e-learningプログラムによる研究倫理教育の受講を令和2年度から開始し、令和3年度末に全教員の受講が完了した。（令和2及び3年度）</li> <li>・令和3年度から教職大学院学生のe-learningプログラムによる研究倫理教育の受講を必修化するとともに、研究倫理教育計画を改正し、令和4年度入学生から全ての大学院学生の受講を必修化した。（令和3年度）</li> <li>・経費の不正使用防止に関する規則に基づき、平成28年度から開始したe-learningプログラムによるコンプライアンス教育の受講を徹底した。令和2及び3年度末においても全教職員が受講を完了し、不正使用防止に関する誓約書を提出した。（令和2及び3年度）</li> </ul> <p>危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う危機へ対応するため、「岩手大学新型コロナウイルス感染症への警戒段階別対応方針（BCP）」を策定し、研究活動、授業、学生の課外活動等に対する本学の対応方針と危機管理体制を構成員に示し、統一的な感染防止対策にあたった。（令和2年度）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の状況を鑑み、「岩手大学海外派遣・留学生受入危機管理マニュアル」の改訂を行った。（令和2年度）</li> <li>・業務の適正を確保するための体制を整備・運用するため、「国立大学法人岩手大学内部統制規則」を制定した。併せて「国立大学法人岩手大学における公益通報者の保護等に関する規則」を制定し、法令違反行為が生じた際の通報窓口の設置と公益通報者の保護を担保し、業務運営の公正性の確保と社会的信頼を維持するための体制を整備した。（令和2年度）</li> <li>・適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、コンプライアンスに関する推進体制、相談・通報窓口、役職員の責務及び職員のコンプライアンス違反を認知した場合の対処について定めた「国立大学法人岩手大学コンプライアンス基本規則」を制定した。（令和3年度）</li> </ul> <p>これらの取組を実施した結果、第3期中期目標期間における法令違反事例は第2期中期目標期間（2件）以下となり、中期計</p>

	<p>画の数値目標を達成したものの、令和3年度に教員1名による研究費の不正使用の事案(1件)が発覚した。本件を受け、経費の不正使用防止に係る規則・取組の再点検・見直しを行い、さらなる構成員の意識改革、不正防止システムの強化を図るため、経費の不正防止に係る規則を「岩手大学経費不正使用防止規則」に集約・一本化、全教職員を対象に経費不正使用防止教育の受講と誓約書提出の定期化(3年ごと)、各部局における啓発活動の実施、旅費・謝金のモニタリング強化、学生への研究費不正使用の防止教育を行い、経費不正使用防止に係る体制を強化した。</p>
<p>【56】          情報セキュリティの強化を目標とし、情報セキュリティインシデント・脆弱性への脅威に対応する体制及び情報基盤の整備・強化等に取り組む。また、情報セキュリティに関するガイドラインの見直しを図った上で、セキュリティポリシーを構成員に周知・徹底し、その妥当性の検証を含め、PDCAサイクルを確立する。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>情報セキュリティ強化に向けた取組の検証          令和2及び3年度は、情報セキュリティについて教職員が正しい認識を持っているかを確認するため、情報セキュリティ自己点検調査を実施した。令和2年度は、調査の結果からセキュリティ上のリスクが高い行動についてその原因と今後の改善方法を検討し、セキュリティセミナーの内容やガイドライン・実施手順等に反映した。その結果、令和3年度の調査では、リスクの高い行動が減少していることが確認された。          また、自己点検調査の結果から、令和2年度と令和3年度を比較すると、最も正答率が低かった設問において正答率が73.3%から91.9%と18.6ポイント改善し、設問全体の平均正答率も93.8%から95.5%に向上していることから、セミナー等による啓蒙・教育の成果が現れており、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルが確立されていることが確認できた。</p>

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

(1) 法令遵守(コンプライアンス)に関する取組

研究費の不正使用防止の取組

研究費の不正使用防止について、令和3年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が改正されたこと及び令和3年度に教員1名による研究費の不正使用の事案が発覚したことから、不正使用防止に係る規則・取組の再点検・見直しを実施した。再点検の結果を踏まえて、さらなる構成員の意識改革、不正防止システムの強化を図るため、経費の不正使用防止に係る規則を「岩手大学経費不正使用防止規則」に集約・一本化し、全教職員を対象に経費不正使用防止教育の受講と誓約書提出の定期化(3年ごと)、各部署における啓発活動の実施、旅費・謝金のモニタリング強化等の対策を講じたほか、学生への研究費不正使用の防止教育を実施した。令和4年3月末には教職員全員が経費不正使用防止教育の受講を完了の上、誓約書を提出しており、経費不正使用防止に係る取組を学内構成員に徹底した。

情報セキュリティに関する取組

令和元年9月に策定した「サイバーセキュリティ対策基本計画」に基づき、以下の取組を実施した。

実効性のあるインシデント対応体制の整備

- 平成28年度に設置した岩手大学情報セキュリティインシデント緊急対応チームCSIRT(Computer Security Incident Response Team)について、令和2年度に体制及びインシデント対応手順の見直しを実施した。その結果を踏まえてCSIRTに常設のコアチームとインシデント発生時に対応する部局サブチームを新たに設置し、令和3年4月から運用を開始した。

サイバーセキュリティ等の教育・訓練や啓発活動の実施

- 教職員及び新入学生に対し、情報セキュリティに関する知識及び意識向上を目的として、情報セキュリティセミナーをオンライン形式で実施した。
- 役員向けの情報セキュリティセミナーを別途実施し、大学執行部の情報セキュリティ対策への意識向上を図った。
- 研究室等でサーバを設置している教職員を対象としたサーバ管理者向けの情報セキュリティセミナーを実施した。

情報セキュリティ対策に係る自己評価及び監査の実施

- 教職員向け情報セキュリティセミナーの実施と併せて、教職員が正しい認識を持っているかを確認するため、自己点検調査を実施した。その結果を受けて、「パスワードの使い回し」等のセキュリティ上のリスクが高い行動について、注意喚起と作業負担を感じないような対応例を周知した結果、令和3年度にはリスクの高い行動が減少していることが確認できた。
- 情報基盤センターの教育・研究用情報システム及び業務システムの内部監査を実施した。

必要な技術的対策

- IPアドレスの管理状況及びソフトウェアライセンス管理状況の点検を行った。

- 教職員を対象にクラウドサービスの利用状況実態調査を実施した。
- 学内のサーバ及びWebサーバCMSの脆弱性点検を実施した。

セキュリティ・IT人材の育成

- 令和2年度に欠員となった任期付き教員ポストを任期の定めのないポストに変更した上で、令和3年4月に教員1名を採用した。また、情報技術室に技術職員1名を採用し、運営体制の充実と技術の継承を図った。

災害復旧計画及び事業継続計画におけるセキュリティ対策に係る記載の追加等

- キャンパスネットワーク及び基幹システムにおけるBCP(事業継続計画)策定に向けて、災害への対応のほか、新型コロナウイルス感染症への対応を検討項目に追加し、策定作業を行った。

(2) 施設マネジメントに関する取組

施設の有効利用や維持管理(予防保全を含む)に関する事項

- 施設の整備・保全の取組  
施設整備基本計画及び施設予防保全計画に基づいた整備事業として、上田キャンパス全域の雨水・排水設備改修及び通信設備改修の実施に加えて、教育学部2号館の総合研究棟(理工学系)への改修及びライブライン再生(防災設備)等の施設の整備・保全に取り組んだ。

教育研究スペースの再配分の取組

「岩手大学の施設の使用方法の再編等に関する方針」に基づき、保有建物面積の適正化と既存スペースの再配分として共用教育研究棟(プレハブ棟)の取り壊し、教育学部2号館の改修と併せたスペースの再配分計画を策定した。本計画に基づき令和3年度に教育学部2号館を総合研究棟(理工学系)に改修し、教育学部の利用スペースを1,199㎡から724㎡に集約するとともに、理工学部の利用スペースに再配分した。

キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項

施設整備基本計画及び施設予防保全計画に基づく老朽改善事業として、附属図書館の防水・外壁改修、御明神総合施設・附属幼稚園・附属中学校のトイレ衛生対策改修、附属中学校武道場改修、共同実験棟外壁改修、学内各所の講義室等空調設備の整備を実施した。

多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

既存スペースの再配分と保有面積削減計画に基づいた総合教育研究棟(教育系)の模様替えと学内各所の講義室等空調設備整備について、令和2年度分として約4,000万円、及び令和3年度分として約6,160万円の目的積立金等を活用して整備を実施した。また、上記とは別に附属図書館トイレ改修にあたり、衛生・感染対策として約1,380万円の目的積立金等を活用して整備を実施した。

環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進等に関する事項

令和2及び3年度において、講義室を中心に構内全体で359灯分の照明器具と

16 灯分の外灯を LED 照明に更新し、年間 19,870kWh の消費電力を削減した。また、上田キャンパス内の高断熱化を推進しており、教育学部 2 号館の改修に併せて外皮の高断熱化を実施した結果、高断熱化の比率が約 8 % から約 10 % (全体延べ面積 149,800 m<sup>2</sup>のうち高断熱建物面積 14,530 m<sup>2</sup>) に向上した。

そのほか、空調設備整備に伴って新設または更新した変圧器は全て高効率トランスを採用しており、エネルギー使用量の抑制に寄与している。

### (3) 中期計画を上回って実施した計画(自己評価を「 」とした計画)

なし

### (4) その他に特記すべき事項

#### 新型コロナウイルス感染症に対応した遠隔講義システムの整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本学では令和 2 年度前期の授業は原則遠隔とし、資料配付型、オンデマンド動画型、リアルタイム配信型の 3 形態から各教員が適切と判断したものを選択し実施した。令和 2 年度後期以降は原則対面で授業を実施しているものの、3 密回避のため遠隔と対面併用のハイブリット型で実施している科目もあり、学内の感染状況によっては一時的に遠隔授業に切り替えるなど、授業継続のため状況に即した対応を取っている。

これら遠隔授業の環境整備のため、令和 2 年度補正予算「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」を活用し、学内 10 講義室に板書授業対応遠隔講義システムを導入した。これにより、従来の動画配信では対応が難しかった講義室での板書とパワーポイントの同時使用や、板書のより鮮明な映像の配信が可能になり、より対面授業に近い形式で学生が遠隔授業を受けられるようになった。このシステムは令和 3 年 4 月から使用を開始し、講義のほか、各種講演会、社会人向けの研修会のオンライン開催にも利用しており、コロナ禍の中で社会貢献活動の継続・推進にも活用している。

#### 学生・教職員を対象とした安全教育の充実(中期計画 53)

危険・有害物による事故のリスク低減を目指して、学生・教職員対象の化学薬品の取り扱いに関する安全教育の充実に取り組んできた。理工学部化学・生命理工学科化学コースのティーチング・アシスタントと教職員を対象とした化学薬品の安全な取り扱いと緊急時の対応に関する安全教育では、令和 2 年度から可燃性が高い化学薬品に関する注意事項を新たに加えて実施し、2 年間で約 160 名が受講した。また、廃液を排出する全ての研究室の学生を対象にした実験廃液に関する安全訓練では、反応性(可燃・爆発性)が高い化学薬品の取り扱い方法も新たに取り入れ、開催回数を年 2 回から年 12 回程度に増やした結果、参加学生数が令和元年度の 20 名から令和 3 年度は 141 名と大幅に増加した。

これらの安全教育の実施により、学生及び教職員の化学薬品の管理徹底及び実験時の事故防止の意識啓発を図った効果として、学生の化学薬品による火傷等の事故を平成 27 年度 12 件から令和 3 年度 2 件まで減少させることができた。

## 2. 共通の観点に係る取組状況

### 法令遵守(コンプライアンス)に関する体制及び規程等の整備・運用状況

「国立大学法人岩手大学業務方法書」に基づく業務の適正を確保するため、令和 2 年 11 月に「国立大学法人岩手大学内部統制規則」を制定し、内部統制システム等に係る業務フローや体制を整備した。併せて「国立大学法人岩手大学にお

ける公益通報者の保護等に関する規則」を制定し、法令違反行為が生じた際の通報窓口の設置と公益通報者の保護を担保し、業務運営の公正性の確保と社会的信頼を維持するための体制を整備した。また、「国立大学法人岩手大学における反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するための方針を明確化した。

さらに、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、「国立大学法人岩手大学コンプライアンス基本規則」を令和 3 年 11 月に制定し、コンプライアンスに関する推進体制、相談・通報窓口、役職員の責務及び職員のコンプライアンス違反を認知した場合の対処法を定めた。

そのほか、令和 3 年 5 月に改正された「個人情報の保護に関する法律」(令和 4 年 4 月施行)に対応するため、従来の「岩手大学個人情報保護規則」等の関係規則を改正し、新たに「国立大学法人岩手大学保有個人情報開示等手続要項」及び「国立大学法人岩手大学匿名加工情報提供等手続要項」を制定した。

### 研究費の不正使用防止に関する体制・規程等の整備・運用状況

研究費の不正使用防止にあたっては、公正な経費執行の意識浸透を図るため、新規採用者に対する経費不正使用防止に関する説明会を実施(令和 2 年度 6 回、令和 3 年度 3 回)したほか、全教職員に「経費の不正使用防止についてのコンプライアンス教育」の受講(e-learning)と「経費不正防止の誓約書」の提出を義務付けており、対象者全員の受講を確認している。

さらに、令和 3 年 2 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が改正されたことを受けて、令和 3 年度に経費不正使用防止計画推進室において関係規則等の見直しを行い、経費の不正使用防止を徹底するため、学生向けの教育資料の配布やモニタリングの充実を図った。さらに、これまで採用時のみであった「経費の不正使用防止についてのコンプライアンス教育」及び「経費不正防止の誓約書」の提出を定期化(3 年ごと)することを決定し、令和 4 年 3 月末で対象者全員が受講していることを確認している。

### 災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況

#### 危機管理体制の整備

令和 2 年 4 月に実施した事務組織の再編及び同年 10 月の教育研究施設等の見直しに伴い、「国立大学法人岩手大学危機管理規則」、「国立大学法人岩手大学リスクマネジメント指針」及び「地震対応の手引き」を改正した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、令和 2 年 4 月に「岩手大学新型コロナウイルス感染症への警戒段階別対応方針(BCP)」を策定し、研究活動、授業、学生の課外活動等に対する本学の対応方針と危機管理体制を構成員に示し、統一的な感染防止対策を講じた。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延による海外情勢の変化に合わせて、令和 3 年 3 月に「岩手大学海外派遣・留学生受入危機管理マニュアル」の改訂を行った。

#### 薬品管理に関する体制・規程等の整備・運用状況

本学では、「岩手大学毒物及び劇物管理規則」に基づく管理体制を整備し、毒物等管理委員会において毒劇物を含む化学薬品の管理実施計画を策定している。安全衛生管理室では、この管理実施計画に基づき、納入時の化学薬品の検収を基本とした登録管理、保管状況の調査、廃液の回収など一元的管理を継続して実施している。毒劇物を使用している教員に対しては、全員を対象に「毒劇物の自己点検」を実施し、担当者が保管状況を直接確認する立入調査を行っている。

法令改正で義務化された化学薬品のリスクアセスメントについては、令和 2 年

度にアセトンを常時大量に取り扱う研究室を対象に実施し、毒劇物を使用している全教員に化学薬品のリスクアセスメントの実施方法を周知した。

また、化学薬品の管理に関する教育訓練として、毎月の実験廃液の回収に併せて、安全な廃液の運搬に関する教育訓練を 19 研究室に対して実施した。

#### 研究者及び学生に対する研究倫理教育の実施状況

法令遵守及び研究活動の不正行為を未然に防止するため、新規採用者説明会において、本学の安全保障輸出管理、研究倫理教育、コンプライアンス教育及び事前承認等を必要とする研究・教育活動について説明を行っている。加えて、教職員向けに研究活動における遵守すべき事項・留意事項に関するパンフレットを作成し、メールによる配布や研究支援・産学連携センターウェブサイトへの掲載により周知している。

さらに研究倫理教育計画に基づき、常勤教職員対象に研究倫理教育の e-learning プログラムの受講を必須にしており、対象者全員の受講完了を確認している。令和 2 年度からは非常勤教職員のうち研究倫理教育の受講が必要な者への e-learning プログラムの受講依頼を積極的に行い、62 名が受講した。

大学院学生に対する研究倫理教育については、令和 3 年度から教職大学院学生の e-learning プログラムの受講を必修化するとともに、令和 4 年 2 月に研究倫理教育計画を改正し、令和 4 年度入学生から全ての大学院学生に e-learning プログラムの受講を必修化した。

そのほか、研究機関の研究公正に対する要請の高まりを受け、論文剽窃チェックツールを導入し、全ての教員と大学院学生が利用できるようにした。

大学の教育研究等の質の向上  
 (4) その他の目標  
 附属学校に関する目標

中期目標	【16】 地域創生の観点に立ち、地域の教育諸課題を解決することのできる、地域の初等・中等教育機関教員を養成するための実習校としての機能を強化する。
	【17】 地域のモデル校としての附属学校の機能を強化し、先導的・実験的取組を通じた教育・研究を進め、地域の教育課題に応える。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
【32】 地域創生を担う初等中等教育機関の教員養成実習校として機能するため、教育学部及び教職大学院と連携・協力して実習カリキュラムを開発し導入する。これにあたっては、小規模・複式教育に資する教育実習カリキュラムの開発や教職大学院における実習カリキュラムの確立等を行う。		<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>小規模・複式教育に資する教育実習カリキュラムの開発                  岩手県の教育現場の特色である小規模・複式教育に資する教育実習カリキュラムの開発を目指して、附属学校改革専門委員会を中心に検討と実習後の検証を行ってきた。令和2年度からは附属小学校において、3年次の教育実習（本実習）に加えて、学部1年次で必修としている「観察実習」の授業参観に、附属学校教員による複式学級の示範授業を取り入れた。実習後に実施した1年次生へのアンケート結果では、「複式授業を見る視点が明確になった」「教師の指導の工夫が参考になった」等の意見があり、低年次から複式学級への理解を浸透させることができた。</p> <p>また、県内公立学校と連携し、中山間地域の小規模学校を現場とした教育実習を、集中講義「小規模学校教育論」の中で「地域教育実習」として実施している。令和2年度は岩手郡葛巻町で実施し、教育学部4年次生16名が受講した。実習後に実施した受講生及び連携先教育委員会へのアンケート結果では、双方ともに実習内容に対する満足度が高く、連携実習校の教員にも良い刺激になると高い評価を受けた。しかし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、地域教育実習の中止を余儀なくされた。そのため、令和3年度は実習予定だった公立3校及び葛巻町教育委員会に対して、令和2年度の実習の検証を踏まえて改善を図った実習案を提示し、その内容についてアンケートを実施した。その結果、提示した実習案について行程や内容が適正であると評価を受けた。</p> <p>なお、これらの取組の成果は、令和4年2月に実施した教育学部プロジェクト推進支援事業発表会（ウェブサイト上での誌面発表）及び岩手大学教育学部プロジェクト推進支援事業教育実践研究論文集第9巻（2022）に公表し、成果の普及を図った。</p> <p>教職大学院の教育実習カリキュラムの確立                  教職大学院における専門実習（教育実習）の成果と課題については、連携協力校をはじめ岩手県教育委員会からの意見等を踏まえ、研究科専門実習委員会で検証と改善を行っている。令和2年度には、連携協力校へのアンケート、修了生の勤務校での訪問調査、書面での近況報告等を分析した結果、学部卒大学院学生の学級経営力の向上が課題として挙げられた。そのため、令和3年度の専門実習では、学級担任のシャドーイングの機会を増やし、実習内容の強化を図った。また、岩手県教育委員会派遣の現職教員大学院学生については、多様な実習実践を目指して、令和3年度はコロナ禍の影響により実施できなかったが、同年度より新たに特別支援学校での専門実習、岩手県立教育総合センターでの「特別支援学校初任者研修」への参加を新規実習プログラムとして加えることとした。</p> <p>これらの取組により、専門実習の一層の充実が図られ、連携協力校の教員からも大学院学生の教育実践に対し高い評価を得ている。加えて、修了生の勤務校への訪問調査からも、学校現場における即戦力・ミドルリーダー人材として専門実習の成果が現れていることが確認できた。</p>

<p>【33】 地域の初等中等教育機関を担う現職教員のための研修カリキュラム開発に向けて、教育学部及び教職大学院と連携・協力して備えるべき資質や指導技術についての研究を進める。これら研究成果を踏まえ、岩手県内の教育委員会等と連携した教員の研修を実施する。カリキュラムの開発にあたっては、岩手大学教育学部・教職大学院連携協議会を開催して岩手県内教育委員会等と協議を重ね、教育に関する社会の要請を反映する。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>通常学級での特別支援教育に係る研修カリキュラムの開発          附属特別支援学校の教員と特別支援教育を専門とする学部教員が中心となり、他の附属学校及び地域の公立校と連携し、通常学級における特別支援教育の研修カリキュラム開発に取り組んだ。令和2年度以降は、地域の学校の巡回訪問で得られた知見をもとに、特別な支援が必要と判断された児童生徒に対する「個別の指導計画」作成支援として、「個別の指導計画の作成に資する『後方視的対話』実施内容と、研修の手引き」と題するリーフレットと演習ツールを作成し、教育学部のウェブサイト公表した。また、この手引きを用いて教員研修会(植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センターオンライン講座(令和3年12月)、令和3年度第2回岩手県情緒障がい教育研究会冬季研修会兼特別支援教育セミナー(令和4年1月))を開催し、普及を図った。          これらの研究・実践事例の総括は、岩手大学大学院教育学研究科研究年報第6巻(2021)に公表したほか、教育学部のウェブサイト、通常学級における特別支援教育に関わる連携の事例集として公開し、地域の教育現場での活用・普及に努めている。</p> <p>現職教員が備えるべき資質・指導技術に関する研究成果の実践          現職教員の資質・能力向上に資する研修の開発に向けて、附属学校では教員免許状更新講習について受講者アンケートの結果を分析し、講習内容の改善を図った。令和2年度は前年度のアンケート結果から改善事項として明らかになった「到達目標の明示」や「理論・実践・演習のバランス」について見直しを実施し、一部の講習がオンライン開催となったこともあり、視覚的理解を重視した講習を行った。令和3年度にはこれまでの講習内容の効果・課題を検証し、その総括と改善案を教育学部プロジェクト推進支援事業発表会(誌面発表)で発表した。なお、教員免許状更新講習は令和4年度で廃止となることから、この成果は今後、附属学校教員が講師として派遣される地域の教員研修等に反映することとした。</p>
<p>【34】 地域のモデル校として、多様な子どもたちを受け入れ、幼稚園、小学校、中学校という異校種間の接続教育及び一貫教育のあり方や小学校の専科制について調査研究を行う。そのうえで、附属学校の機能を強化するため学級数、入学定員の適正化を図り、教員の適正配置を計画し、実施する。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>異校種間(幼・小・中)接続教育の実践と検証          附属学校では、その強みを生かして「異校種間の接続教育及び一貫教育のあり方」をテーマに、接続教育に資するカリキュラムの開発・実践に取り組んだ。          幼小接続教育では、令和元年度までに作成した接続カリキュラム原案を踏まえて、幼小交流活動の実施及び幼小接続期に育つ資質・能力に合わせた接続カリキュラムの実践事例の積み上げと検証を行った。これにより、教員間に幼小接続の意識が定着し、幼稚園・小学校それぞれの教育課程や指導計画に接続カリキュラムを反映させた。          小中連携では、総合的な学習の時間における連携教育に加え、令和2年度から外国語教育及び情報教育に関して両校で連携協議会を設けて検討し、教員による授業の相互参観・乗り入れ指導、児童生徒間の交流学習を実施した。小中接続教育について令和4年1月に教員・生徒へアンケートを行った結果、教員間の意識改革、児童生徒の小中間での学習の連続性が確認できた。</p> <p>附属小学校における専科制導入の試行          附属小学校では、担任教員の教科専門性を生かして、教員が担任外の学級に出向いて授業を担当する加配なしでの「出入り」による専科制を試行しており、令和2年度は音楽、体育、社会、理科、家庭を、令和3年度は理科、算数、外国語、体育の授業で重点的に実施した。「出入り」による専科制の成果として、教科の専門性を生かした授業の展開に加えて、他学級の授業を担当することで児童の情報や教員間で共有できること、より広い視野を持って学年経営に力を注ぐことができるなどの効果があった。その反面、課題としては担任教員の学級経営の時間確保と教員の負担軽減が挙げられ、若手教員及び附属学校へ赴任直後の教員については、担任学級外での授業を減らし、負担を軽減して実施した。令和3年7月と12月に実施した教員アンケートの結果では、「学級経営に負担のないバランスの取れた専科制が実現できた」「個々の教員の専門性が生かされた」「働き方改革の実現につながった」等の意見があり、学校全体として成果を上げることができた。</p> <p>なお、これらの異校種間接続教育、専科制導入の教育実践の成果は、令和4年2月に実施した教育学部プロジェクト推進支援事業発表会(誌面発表)及び岩手大学教育学部プロジェクト推進支援事業教育実践研究論文集第9巻(2022)に最終年度報告としてまとめ、公表した。</p> <p>附属学校の学級数及び入学定員の規模適正化          地域のモデル校としての機能強化及び学部・大学院教育における教育実習校としての機能強化を図るため、附属学校運営会議</p>

	<p>において、附属学校の規模適正化について検討を行い、岩手県の公立学校の規模に応じた学級数・入学定員の削減を行うことを決定した。</p> <p>これにより、附属幼稚園は5学級116名から3学級68名(3歳児1学級・20名、4歳児、5歳児各1学級・24名)、附属小学校は普通学級18学級・複式学級3学級624名から普通学級14学級・複式学級2学級432名(普通学級：1～2年生各学年3学級・学年定員72名、3～6年生各学年2学級・学年定員64名、複式学級：3・4年生1学級・16名、5・6年生1学級・16名)、附属中学校は12学級420名から9学級315名(各学年3学級・学年定員105名)とする再編案を令和4年3月に策定した。</p>
<p>【35】 地域の教育的要請に応える取組として、理数教育、外国語教育、ICT教育等を、優先的に進めるべきテーマとし、それぞれの指導内容や指導方法について教育学部と附属学校の共同による教育実践を中心とした先導的・実験的な研究を行う。さらに、これら共同研究の成果を、附属学校の教育活動に具体化し、学校公開研究会で公開する他、各市町村における教員研修会等の講師として附属学校教員を派遣する。</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>学部と附属学校の共同による教育実践を中心とした先導的・実験的な研究の推進 教育学部と附属学校の教育実践に関する先導的・実験的な共同研究の成果は、各附属学校の学校公開研究会等で発表し、地域の公立学校等への普及を図っている。学部教員と附属学校教員との共同研究は、教育学部プロジェクト推進支援事業として実施しており、その成果は毎年度、同事業の発表会(令和2及び3年度は教育学部ウェブサイト上での誌面発表で実施)及び岩手大学教育学部プロジェクト推進支援事業教育実践研究論文集において公表している。令和2及び3年度は、同プロジェクトにそれぞれ19件、20件を採択し、共同研究を推進した。令和2年度には県内教育関係者に研究成果を広く周知するため、同プロジェクトの実践研究事例をまとめたパンフレットを作成し、学校公開研究会や研修会等の参加者に配布した。 なお、教員研修会等への附属学校教員の講師派遣は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により教員研修会の中止が相次ぎ、令和2及び3年度は附属幼稚園4件、附属小学校5件、附属中学校9件、附属特別支援学校50件にとどまったが、これら研修会等を通じて附属学校での教育実践・研究の成果の普及に努めた。</p>

## 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

## 附属学校について

1. 特記事項  
なし

## 2. 共通の観点に係る取組状況

## (1) 教育課題への対応について

地域のモデル校として、中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点まとめ」（令和元年12月）及び中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月）を踏まえて、附属学校では以下のように学校種に対応した教育課題を設定し、教育実践・研究を推進した。

- ・附属幼稚園では、令和2年度に新しい生活様式を踏まえながらの公開保育研究会「豊かな遊びを育む～教材の工夫～」(参加者40名)を実施したほか、研究保育や事例研究会を行った。
- ・附属小学校では、今求められる人間の強みについて「感性」の切り口から研究を推進し、令和2年度に「ゆたかな感性を働かせる子供の育成」をテーマに学校公開研究会(参加者122名)を実施した。令和3年度には「FUZOKU GIGA」と題した授業研究会(参加者80名)を実施し、GIGAスクール構想に係る一人1台タブレット等端末を活用した授業提案と管理運用の実践例の紹介を行った。
- ・附属中学校では、「Society5.0を生き抜く『人間の強み』を育む学びの構想」を研究主題に、令和3年度学校公開教育研究発表会(参加者260名(オンライン開催))を開催し、「思考力」「協調性」「主体性」等を育む学校教育の在り方を探るなど、新学習指導要領完全実施に併せて各教科で研究を推進した。なお、これらの研究成果は、公益社団法人日本教育会「令和3年度第12回教育実践顕彰論文」において会長賞(最優秀賞相当)を獲得した。
- ・附属特別支援学校では、学習指導要領の教育課程編成の視点を踏まえ、令和2年度から「児童生徒の確かな力を育む学びを目指した授業づくり」を研究主題とし、生活場面で発揮できる確かな力の育成、教科等横断的な視点に立った教育課程の見直しと授業実践に取り組み、令和3年度の授業研究会(参加者27名)でその成果を発表した。

## (2) 大学・学部との連携

## 学部と連携した教育実践の取組

附属学校では公開研究会の実施にあたって、学部教員が共同研究者、助言・指導者として参画している。そのほか、附属小学校ではコロナ禍に対応した遠隔授業の方法について、学部教員を講師にZoomを活用した講義・演習の実施、附属中学校では本学が岩手県教育委員会等と連携して推進する「いわて学びの改革研究事業」において、学部教員と協働した公開授業の提供やオープンセミナーを実施した。

一方、教育学部では学部教員の学校現場に関わる経験を増やすべく、平成30年度に「学部教員の学校教育との関わりを組織的に強化するための取組要項」を制定し、学校教育に関わる取組を年10時間以上実施することとしており、年度末には取組状況の報告を義務付けている。コロナ禍の制約のため学校現場との往来が難しくなっているが、令和2年度は78.9%、令和3年度は71.2%の教員が年10時間以上、学校現場に関わる教育研究活動を行った。

## 学部との共同研究の推進

教育学部では、学部教員と附属学校教員との共同研究を推進するため、教育学部プロジェクト推進支援事業を毎年度活発に実施しており、その研究成果は同事業の発表会及び岩手大学教育学部プロジェクト推進支援事業教育実践研究論文集にまとめ、学内外に広く公表している。同プロジェクトの件数及び学部教員の参画人数は令和2年度19件・41名、令和3年度20件・40名と、平成27年度の16件・23名から着実に増えており、継続して学部教員と附属学校教員が連携し、先導的・実験的な教育実践に取り組んだ。

## 教育実習カリキュラムの改善

岩手県の教育現場に対応した小規模・複式教育に資する教育実習の在り方を附属学校改革専門委員会で検討し、学部3年次の教育実習に加えて、1年次必修の「観察実習」に附属小学校の複式学級担任による示範授業の参観を取り入れた。これにより、低年次から小規模・複式という岩手県特有の教育事情に触れる機会を設け、複式学級への理解浸透を図った。

## (3) 地域との連携

本学附属学校の教員は、岩手県教育委員会との人事交流により公立学校教員が配置されており、附属学校での研究成果、教育実践の成果を公立学校等の教育現場に還元する仕組みを構築している。

また、研究授業公開、附属学校での教員研修会の企画・実施のほか、教育委員会、教育団体等主催の教員研修会・研究会に附属学校教員を講師・助言者として令和2年度に11名、令和3年度に57名派遣しており、附属学校での教育実践・研究成果の普及に取り組んだ。特に附属特別支援学校では、保護者及び学校関係者を対象とした相談支援を行っており、令和2年度は42件、令和3年度は58件の相談に対応し、盛岡市教育支援委員会専門委員や巡回相談チーム委員、近隣市町村の就学指導委員会委員や調査員としても相談支援にあたった。

また、コロナ禍における取組としては、感染拡大防止のため県内の学校公開研究会がほとんど開催されない中、附属中学校では県内の公立学校教員等に研修機会を提供するため、校内授業研究会を「オープンセミナー」(オンライン開催・8回実施)として地域に開放し、令和2及び3年度に100名を超える受講者を受け入れた。

岩手県との連携では、令和2年度から岩手大学が研究主幹機関となり、岩手県教育委員会、岩手県立大学と「いわて学びの改革研究チーム」を組織し、[Society5.0]を見据えたICT活用による「主体的・対話的で深い学び」の実践・実証を目的とした岩手県の受託事業に取り組んでいる。本事業には附属小学校、附属中学校も研究協力校として参画し、セミナー、シンポジウム等において附属学校教員が実践発表

を行った。

**(4) 附属学校の役割・機能の見直し**

「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」(平成29年8月)を受けて、附属学校の役割である地域のモデル校としての機能及び教育実習機能の適正化について、附属学校運営会議を中心に検討を行ってきた。検討の結果、学級数及び定員について、附属幼稚園では5学級 116名から3学級 68名、附属小学校では21学級 624名から16学級 432名、附属中学校では12学級 420名から9学級 315名とする再編案を令和4年3月に策定した。

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

財務諸表及び決算報告書を参照

短期借入金の限度額

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>1 短期借入金の限度額 1,695,741千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>1 短期借入金の限度額 1,695,741千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>該当なし</p>

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>1 重要な財産を譲渡する計画 農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター（滝沢農場）の土地（岩手県滝沢市菓子1552番地5）の一部を譲渡する。</p> <p>2 重要な財産を担保に供する計画 該当なし</p>	<p>1 重要な財産を譲渡する計画 該当なし</p> <p>2 重要な財産を担保に供する計画 該当なし</p>	<p>該当なし</p>

剰余金の使途

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上、環境整備及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上、環境整備及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>令和3年度の執行実績はなし。 教育研究施設等の見直し等に関連する施設改修及び教育研究設備の整備や新型コロナウイルス感染症に対応するための教育研究の環境整備経費として令和4年度以降に執行予定。</p>

その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画別紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
上田団地ライフライン再生(電気設備)	総額 343	施設整備費補助金 (133) (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金	(上田)総合研究棟改修(理工学系)	総額 734	施設整備費補助金 (706) (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金	(上田)総合研究棟改修(理工学系)	総額 800	施設整備費補助金 (772) (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金
小規模改修		(210)	(上田)ライフライン再生(防災設備)		(28)	(上田)ライフライン再生(防災設備)		(28)
			小規模改修			(加賀野)災害復旧		
						小規模改修		

計画の実施状況等

計画と実績の差異(66百万円)の理由

- ・(上田)総合研究棟改修(理工学系)の契約実績(10百万円(令和2年度補正予算))
- ・(上田)ライフライン再生(防災設備)の契約実績(19百万円(令和2年度当初予算))
- ・(上田)ライフライン再生(給排水設備)の実施(93百万円(令和2年度当初予算))
- ・(加賀野)災害復旧の実施(2百万円)(令和3年度補正予算)

その他 2 人事に関する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>(1) 国内外の優秀で多様な研究者を確保するため、国際公募及び年俸制の積極的活用とそれを支える適切な業務評価を実施し、第3期中期目標期間終了時点で年俸制適用教員を50名以上に拡充する。併せて、クロスアポイントメント制度を積極的に活用する。また、優秀な若手教員の確保と教育研究の活性化に向けてのテニュアトラック制を導入し、若手教員数を10%程度増加させる。</p> <p>(2) 大学構成員のダイバーシティ(多様性)に配慮した働きやすい環境を構築するため、ダイバーシティに関する意識形成、保育スペースやワーク・ライフ・バランス相談の利用状況を踏まえた同施設の利用環境向上や相談員の拡充等、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する制度及び体制を拡充する。これにより、女性教員採用比率目標値を20%程度とし、第3期中期目標期間終了時に女性教員比率16%を達成する。また、計画的な人事異動による多様で幅広い職務経験及びダイバーシティに関する研修の充実による意識改革を進め、女性管理職の積極的な登用を図り、第3期中期目標期間中に管理職への割合を10%程度に拡充する。</p>	<p>(1) 人事給与マネジメント改革の一環として制度設計した新年俸制を運用し、年俸制適用教員を50名以上とする。また、優秀な若手教員の確保と教育研究の活性化に向けて、令和2年度から施行した「教員人事に関する基本方針」の基本原則を踏まえた採用人事を行う。</p> <p>(2) 第3期中期目標期間中における本学構成員のダイバーシティに関する意識形成の現状を改善しうる将来的な取組を策定し、これを男女共同参画推進室会議に提案する。</p> <p>(3) 第3期中期目標期間中における女性教員の採用・配置・登用状況の検証を行い、改善すべき点を各部署に要請するなど女性教員採用を促進させる取組を実施し、中期計画に記載された女性教員採用比率20%程度、女性教員比率16%を達成する。</p>	<p>(1) 「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P7、中期計画【38】参照。</p> <p>(2) 「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P8、中期計画【39】参照。</p> <p>(3) 「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P8、中期計画【39】参照。</p>

別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a)×100 (%)
<b>人文社会科学部</b>	<b>820</b>	<b>906</b> (4)	<b>110.5</b>
人間文化課程	512	572	111.7
地域政策課程	308	334	108.4
人間科学課程(旧課程)	-	2	-
国際文化課程(旧課程)	-	1	-
法学・経済課程(旧課程)	-	1	-
環境科学課程(旧課程)	-	-	-
<b>教育学部</b>	<b>640</b>	<b>706</b> (4)	<b>110.3</b>
学校教育教員養成課程	640	706	110.3
生涯教育課程(旧課程)	-	-	-
芸術文化課程(旧課程)	-	4	-
<b>理工学部</b>	<b>1,800</b>	<b>1,913</b>	<b>106.3</b>
化学・生命理工学科	364	380	104.4
物理・材料理工学科	324	353	109.0
システム創成工学科	1,112	1,180	106.1
<b>工学部</b>	-	<b>(19)</b>	-
応用化学・生命工学科(旧学科)	-	2	-
マテリアル工学科(旧学科)	-	4	-
電気電子・情報システム工学科(旧学科)	-	8	-
機械システム工学科(旧学科)	-	3	-
社会環境工学科(旧学科)	-	2	-

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
<b>農学部</b>	<b>990</b>	<b>1,035</b> (5)	<b>104.5</b>
植物生命科学科	162	165	101.9
応用生物化学科	162	168	103.7
森林科学科	120	131	109.2
食料生産環境学科	244	250	102.5
動物科学科	122	122	100.0
共同獣医学科	180	199	110.6
農学生命課程(旧課程)	-	1	-
応用生物化学課程(旧課程)	-	3	-
共生環境課程(旧課程)	-	-	-
動物科学課程(旧課程)	-	1	-
獣医学課程(旧課程)	-	-	-
<b>学士課程 計</b>	<b>4,250</b>	<b>4,560</b> (32)	<b>107.3</b>
<b>総合科学研究科</b>	<b>588</b>	<b>568</b>	<b>96.6</b>
地域創生専攻	108	121	112.0
総合文化化学専攻	20	20	100.0
理工学専攻	360	356	98.9
農学専攻	100	71	71.0
<b>修士課程 計</b>	<b>588</b>	<b>568</b>	<b>96.6</b>

収容数の( )の数は、収容定員がない課程に所属する在学生数であり、外数で示す。

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
<b>理工学研究科</b>	<b>54</b>	<b>39</b>	<b>72.2</b>
自然・応用科学専攻	18	11	61.1
システム創成工学専攻	27	12	44.4
デザイン・メディア工学専攻	9	16	177.8
<b>工学研究科(博士後期課程)</b>	-	<b>(23)</b>	-
フロンティア物質機能工学専攻(旧専攻)	-	5	-
電気電子・情報システム工学専攻(旧専攻)	-	4	-
機械・社会環境システム工学専攻(旧専攻)	-	10	-
デザイン・メディア工学専攻(旧専攻)	-	4	-
<b>獣医学研究科</b>	<b>20</b>	<b>19</b>	<b>95.0</b>
共同獣医学専攻	20	19	95.0
<b>連合農学研究科</b>	<b>72</b>	<b>90</b>	<b>125.0</b>
		<b>(3)</b>	
生物生産科学専攻	27	21	77.8
生物資源科学専攻	24	32	133.3
地域環境創生学専攻	21	37	176.1
生物環境科学専攻(旧専攻)	-	2	-
寒冷圏生命システム学専攻(旧専攻)	-	1	-
<b>博士課程 計</b>	<b>146</b>	<b>148</b>	<b>101.4</b>
		<b>(26)</b>	
<b>教育学研究科</b>	<b>32</b>	<b>33</b>	<b>103.1</b>
教職実践専攻	32	33	103.1
<b>専門職学位課程 計</b>	<b>32</b>	<b>33</b>	<b>103.1</b>

収容数の( )の数は、収容定員がない課程に所属する在学生数であり、外数で示す。

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率	
<b>附属学校</b>				
<b>教育学部</b>				
附属小学校	学級数 21	624	587	94.1
附属中学校	学級数 12	420	416	99.0
附属特別支援学校	学級数 9	60	53	88.3
附属幼稚園	学級数 5	116	93	80.2
<b>附属学校 計</b>	<b>1,220</b>	<b>1,149</b>	<b>94.2</b>	

**計画の実施状況等**

理工学研究科は、例年、入学者のうち約7割が外国人留学生であったが、令和2年4月入学以降、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延及び入国制限の影響を受けて外国人留学生の入学者が大きく減少した。令和3年度の入学では前年度に比べて3名増加(4月入学時点)したものの、留学生の減少は回復していない。そのため、令和3年度は、国内学生の進学を促すために、「理工学部修学支援奨学金」制度を一部改正し、博士課程に進学する意思のある学生には修士課程在学中から給付型奨学金を給付することとした。また、大学の新たな支援制度として、博士課程進学者支援奨学金制度を創設し、博士課程への進学者増加に取り組んでいる。

別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成28年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) [(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)]	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100 (%)
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学部	865	939	15	0	1	0	16	37	34	0	0	888	102.7%
教育学部	910	997	0	0	0	0	12	38	28	0	0	957	105.2%
理工学部	440	449	6	0	1	0	1	0	0	0	0	447	101.6%
農学部	930	1,023	0	0	0	0	15	30	22	0	0	986	106.0%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科													
教育学研究科	48	54	4	0	0	0	6	9	9	1	0	39	81.3%
理工学研究科													
獣医学研究科													
連合農学研究科	96	129	34	14	0	0	3	15	10	11	3	99	103.1%

総合科学研究科は、平成29年度設置のため斜線で表示した。

理工学研究科は、平成31年度設置のため斜線で表示した。

獣医学研究科は、平成30年度設置のため斜線で表示した。

(平成 29 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) [(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)]	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学部	850	931	17	0	1	0	13	40	33	0	0	884	104.0%
教育学部	820	893	1	0	0	0	11	23	18	0	0	864	105.4%
理工学部	880	906	16	0	2	0	1	0	0	0	0	903	102.6%
農学部	950	1,034	2	0	0	0	8	22	15	0	0	1,011	106.4%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科	294	285	10	0	0	0	3	0	0	0	0	282	95.9%
教育学研究科	32	40	0	0	0	0	4	5	5	0	0	31	96.9%
理工学研究科													
獣医学研究科													
連合農学研究科	96	112	38	12	0	0	5	17	13	14	4	78	81.3%

理工学研究科は、平成 31 年度設置のため斜線で表示した。

獣医学研究科は、平成 30 年度設置のため斜線で表示した。

(平成30年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) [(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)]	定員超過率 (M) (L)/(A)×100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学部	835	913	14	0	1	0	13	35	29	0	0	870	104.2%
教育学部	730	809	2	0	0	0	9	31	26	0	0	774	106.0%
理工学部	1,340	1,369	22	0	3	0	5	0	0	0	0	1,361	101.6%
農学部	970	1,035	4	0	0	0	11	22	17	0	0	1,007	103.8%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科	588	551	29	1	0	0	4	0	0	0	0	546	92.9%
教育学研究科	32	36	0	0	0	0	1	1	1	0	0	34	106.3%
理工学研究科													
獣医学研究科	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	200.0%
連合農学研究科	88	112	39	11	0	0	6	17	14	12	3	78	88.6%

理工学研究科は、平成31年度設置のため斜線で表示した。

計画の実施状況等

獣医学研究科(博士課程)における定員超過率が110%を超えている主な理由は、収容定員5名に対し、収容数10名で定員超過率200.0%となったが、これは新たに設置された獣医学研究科に対する期待が大きく、想定以上に多くの優秀な受験者が受験したためである。定員5名に対し11名の入学志願者があり、入学試験の結果、成績が優秀で基準を上回る受験者が多かったため、定員の2倍以上の合格者を認め、入学手続き者が10名となったものである。なお、収容定員が5名と少ないため、1名の増減が定員超過率として数値的に20%の増減として大きな影響を与えることも要因となっている。今後は、入学者の適正化に努めたい。

(令和元年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) [(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)]	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学部	820	900	14	0	0	0	20	38	32	0	0	848	103.4%
教育学部	640	714	2	0	0	0	15	25	20	0	0	679	106.1%
理工学部	1,800	1,830	31	0	3	0	18	0	0	0	0	1,809	100.5%
農学部	990	1,064	5	0	0	0	16	28	25	0	0	1,023	103.3%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科	588	573	44	1	0	0	7	11	11	1	0	554	94.2%
教育学研究科	32	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	112.5%
理工学研究科	18	11	7	0	0	0	0	0	0	0	0	11	61.1%
獣医学研究科	10	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	15	150.0%
連合農学研究科	80	104	43	14	0	0	5	18	14	10	3	68	85.0%

計画の実施状況等

教育学研究科(専門職学位課程)における定員超過率が110%を超えている主な理由は、「入学定員超過の取り扱い(「大学設置認可制度における平均入学定員超過率に係る基準)」における「小規模学部(入学定員100人未満)の平均入学定員超過率1.15倍未満」を準用した選抜を行っているためである。今後は、入学者の適正化に努めたい。

獣医学研究科(博士課程)における定員超過率が110%を超えている主な理由は、収容定員10名に対し、収容数15名で定員超過率150.0%となったが、これは平成30年度入学者数が収容定員の2倍だったことが影響している。今後は、入学者の適正化に努めたい。

(令和2年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) [(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)]	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学部	820	905	13	0	0	0	22	34	25	0	0	858	104.6
教育学部	640	714	2	0	0	0	24	30	24	0	0	666	104.1
理工学部	1,800	1,909	31	0	2	0	22	74	74	0	0	1,811	100.6
農学部	990	1,062	7	0	0	0	8	31	28	0	0	1,026	103.6
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科	588	583	39	0	0	0	11	17	17	1	0	555	94.4
教育学研究科	32	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	103.1
理工学研究科	36	25	17	1	0	0	0	0	0	0	0	24	66.7
獣医学研究科	15	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17	113.3
連合農学研究科	72	97	38	12	0	0	4	12	7	7	2	72	100.0

計画の実施状況等

獣医学研究科（博士課程）における定員超過率が110%を超えている主な理由は、平成30年度入学者数が収容定員の2倍だったことが影響している。今後は、入学者の適正化に努めたい。

(令和3年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) [(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)]	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数(K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留學生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学部	820	910	11	0	0	0	17	35	31	0	0	862	105.1
教育学部	640	710	1	0	0	0	11	26	18	0	0	681	106.4
理工学部	1,800	1,913	32	0	5	0	39	80	80	0	0	1,789	99.4
農学部	990	1,040	7	0	0	0	14	28	21	0	0	1,005	101.5
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合科学研究科	588	568	47	3	0	0	11	14	14	0	0	540	91.8
教育学研究科	32	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	103.1
理工学研究科	54	39	24	4	0	0	0	0	0	0	0	35	64.8
獣医学研究科	20	19	1	0	0	0	0	0	0	2	0	19	95.0
連合農学研究科	72	93	38	14	0	0	5	14	12	10	3	59	81.9

# 国立大学法人一覧

番号	大学名	番号	大学名	番号	大学名
1	北海道大学	30	お茶の水女子大学	59	奈良教育大学
2	北海道教育大学	31	電気通信大学	60	奈良女子大学
3	室蘭工業大学	32	一橋大学	61	和歌山大学
4	小樽商科大学	33	横浜国立大学	62	鳥取大学
5	帯広畜産大学	34	新潟大学	63	島根大学
6	旭川医科大学	35	長岡技術科学大学	64	岡山大学
7	北見工業大学	36	上越教育大学	65	広島大学
8	弘前大学	37	富山大学	66	山口大学
9	岩手大学	38	金沢大学	67	徳島大学
10	東北大学	39	福井大学	68	鳴門教育大学
11	宮城教育大学	40	山梨大学	69	香川大学
12	秋田大学	41	信州大学	70	愛媛大学
13	山形大学	42	岐阜大学	71	高知大学
14	福島大学	43	静岡大学	72	福岡教育大学
15	茨城大学	44	浜松医科大学	73	九州大学
16	筑波大学	45	名古屋大学	74	九州工業大学
17	筑波技術大学	46	愛知教育大学	75	佐賀大学
18	宇都宮大学	47	名古屋工業大学	76	長崎大学
19	群馬大学	48	豊橋技術科学大学	77	熊本大学
20	埼玉大学	49	三重大学	78	大分大学
21	千葉大学	50	滋賀大学	79	宮崎大学
22	東京大学	51	滋賀医科大学	80	鹿児島大学
23	東京医科歯科大学	52	京都大学	81	鹿屋体育大学
24	東京外国語大学	53	京都教育大学	82	琉球大学
25	東京学芸大学	54	京都工芸繊維大学	83	政策研究大学院大学
26	東京農工大学	55	大阪大学	84	総合研究大学院大学
27	東京芸術大学	56	大阪教育大学	85	北陸先端科学技術大学院大学
28	東京工業大学	57	兵庫教育大学	86	奈良先端科学技術大学院大学
29	東京海洋大学	58	神戸大学	91	東海国立大学機構